

県民環境部

I 安全・安心の暮らし さが

I - I 防災・減災・県土保全

1 原子力発電所の安全対策（公害対策費、環境センター費）

事業の目的

玄海原子力発電所周辺地域住民の安全確保と環境保全を図るため、九州電力㈱との間で締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定」（安全協定）の適正な運用を図るとともに、原子力発電所や周辺環境の安全を確認する。

また、原子力発電所の運転等に関する新たな規制基準が施行されたため、この基準に基づく玄海原子力発電所における安全対策の実施状況等を確認する。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	29年度		前年度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
原子力安全等対策事業	（273,363） 265,184	・安全協定の運用 ・環境放射能の監視 空間線量測定 環境試料測定 監視機器整備 液体シンチレーションカウンタ等 ・原子力環境安全連絡協議会開催（2回） ・広報対策事業の実施等 原子力・放射線等に関する研修 講義、実習、発電所視察 参加者数 324人 「佐賀県の原子力発電」改訂 配布部数 約300部 原子力広報紙の作成・配布 配布部数 約483,000部 パネル展の開催	（176,558） 167,520	・安全協定の運用 ・環境放射能の監視 空間線量測定 環境試料測定 監視機器整備 無停電電源装置更新等 ・原子力環境安全連絡協議会開催（1回） ・広報対策事業の実施等 原子力・放射線等に関する研修 講義、実習、発電所視察 参加者数 279人 「佐賀県の原子力発電」改訂 配布部数 約300部 原子力広報紙の作成・配布 配布部数 約53,000部 パネル展の開催

事業の成果

安全協定に基づき、玄海原子力発電所の運転状況を確認するとともに、環境放射能の監視を実施し、玄海原子力発電所の影響による異常は認められないことを確認した。

また、玄海原子力発電所の安全対策の実施状況や、新規規制基準に基づく玄海 3・4 号機の審査の状況、結果などを確認した。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
【該当指標なし】					

施策の取組状況、要因分析、対応方針

< 進捗・達成状況 >

- 福島第一原子力発電所事故後、原子力規制委員会により、規制法令・基準の改定などが行われ、各原子力発電所ではこれに基づく様々な安全対策が実施されてきている。玄海原子力発電所 3、4 号機の安全性については、国において新たな規制基準に基づく審査が行われたが、県としても「佐賀県原子力安全専門部会」を設置し、委員からの専門的・技術的な助言を受けながら、国の審査結果を確認した。玄海原子力発電所 3 号機は平成 30 年 3 月に、4 号機は同年 6 月に再稼働した。
- 福島第一原子力発電所事故後、放射線・放射性物質に対する県民の関心がより高くなっている。

< 要因分析 >

- 原子力発電について、絶対に安全ということはない。
- 放射線・放射能は目に見えないものであり、日常生活の中で理解することが困難。

< 対応方針 >

- 玄海原子力発電所 3、4 号機の再稼働及び 1 号機の廃止措置等について、国及び事業者における安全性・信頼性向上への取組をしっかりと確認するとともに、国及び事業者に対して不断の取組を求めていく。
- 玄海原子力発電所周辺の放射線・放射能調査を適切に実施し、その調査結果を分かりやすい形で情報提供していくとともに、原子力発電に関して、県職員や市町職員向けの研修会の開催や県民向けの広報活動に取り組んでいく。

- **くらしの安全・安心**

1 **犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進 （企画総務費）**

事業の目的

犯罪の起きにくい安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪の防止のための自主的な活動の促進の一環として、防犯ボランティア研修会等への参加団体を平成 30 年度までに延べ 200 団体とするなど、県民の防犯意識の高揚等に向けた施策を展開する。

また、犯罪被害者等の支援を推進するため、県民の犯罪被害者支援に関する意識の高揚を図るとともに、犯罪被害者支援ボランティアを平成 30 年度までに 24 人確保し、犯罪被害者の立場に立った施策を展開する。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	2 9 年 度		前 年 度	
	（ 予算現額 ） 決算額	事業内容	（ 予算現額 ） 決算額	事業内容
地域安全活動推進事業	（ 321 ） 246	「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づく各種施策及び防犯意識の高揚を図るための広報啓発活動等 防犯ボランティアスキルアップ研修会及び防犯責任者養成研修会の開催 ・ボランティア研修会 7 月 13 日約 60 団体（約 200 名）参加 ・責任者養成研修会 10 月 24 日 20 名参加 防犯あんしん会議の開催（2 月 13 日） 防犯サポートネットワーク会員に対する広報 ・登録会員数 98 団体 ・防犯サポートニュース発行 12 件 ホームページ等やイベントにおける県民への広報啓発活動	（ 355 ） 332	「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づく各種施策及び防犯意識の高揚を図るための広報啓発活動等 防犯ボランティアスキルアップ研修会及び防犯責任者養成研修会の開催 ・ボランティア研修会 9 月 5 日 17 団体参加 ・責任者養成研修会 10 月 11 日 57 名参加 防犯あんしん会議の開催（3 月 7 日） 防犯サポートネットワーク会員に対する広報 ・登録会員数 98 団体 ・防犯サポートニュース発行 15 件 ホームページ等やイベントにおける県民への広報啓発活動

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
犯罪被害者等支援事業	(324) 110	犯罪被害者週間佐賀大会開催 ・11月15日開催 ・参加者数約320人 「生命のメッセージ展」開催 (10月6日～11月10日まで)自治体巡回を行い、展示等の啓発活動 市町担当者会議等の開催 市町職員等を対象とした養成講座の開催 県のホームページをリニューアルし、分かりやすく県民に広報啓発活動	(226) 219	被害者支援フォーラム開催 ・12月3日開催 ・参加者数約400人 広報 ・犯罪被害者週間 (毎年11月25日～12月1日まで)等における啓発活動 市町担当者会議等の開催 犯罪被害者支援ハンドブック等の作成 ・ハンドブック250部 ・リーフレット 8,000部
犯罪被害者等支援推進計画策定	(547) 411	犯罪被害者等支援条例に基づく推進計画の策定に伴う有識者会議の開催 推進計画冊子・リーフレット・ハンドブックの作成	—	

事業の成果

県、警察、防犯ボランティア団体、関係機関及び団体が連携し、広報啓発活動等に取り組んだことから、県内の全刑法犯認知件数(平成29年中4,331件)は前年比758件減少した。なお、防犯意識等を高めるために開催した防犯ボランティア研修会等への参加団体数は延べ249団体となり、29年度の目標である150団体を達成した。

また、犯罪被害者等の支援に関する広報、啓発を行い、被害者支援ネットワーク佐賀VOISS

と連携し、犯罪被害者支援ボランティアに対する講習にも取り組んだが、同ボランティア数は 17 人となり、29 年度の目標 23 人を達成できなかった。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
防犯ボランティア研修会等への参加団体数(延べ数)	団体	(50) 61	(100) 135	(150) 249	(200)
犯罪被害者支援ボランティア数	人	(21) 17	(22) 17	(23) 17	(24)

施策の取組状況、要因分析、対応方針

<進捗・達成状況>

【地域安全活動推進事業】

- ・ 総合的な防犯対策を推進した結果、刑法犯認知件数は減少したが、万引きや自転車盗等の窃盗被害が全体の 73.5%を占めており、また、自転車盗では無施錠での被害が約 7 割を占めている。
- ・ 県民や事業者の防犯活動(防犯ボランティア活動、防犯 CSR 活動)の活性化を図るため、情報提供や機材貸与等の各種支援を行った結果、活発な活動に繋がってきているが、団体等によって活動に温度差がある。

また、防犯に配慮した環境整備について、各種広報啓発を行った結果、駐輪場等の整備や防犯カメラの設置等が進められているが、今後も一層の取組強化が求められている。

- ・ ニセ電話詐欺については、広報啓発及び未然防止対策を行ってきた結果、昨年は被害が減少したものの、依然として深刻な現状にあり、架空請求詐欺では高齢者だけではなく幅広い年代が被害者となっている。

【犯罪被害者等支援事業】

- ・ 平成 29 年 10 月までに県及び県内全 20 市町において犯罪被害者等支援条例が整備されたことから、平成 29 年度中に犯罪被害者支援担当者を対象とした研修会等を開催したほか、民間支援団体等を始めとした関係機関・団体との連携強化を図っているが、市町毎に対応能力の差が見られるため、更なる取組が求められる。
- ・ 毎年度、犯罪被害者フォーラムを始めとして、あらゆる機会を捉えた広報啓発活動を行っているが、参加者等に偏りがあるため、犯罪被害者等の現状等に対する県民の理解を更に深める必要がある。

<要因分析>

【地域安全活動推進事業】

- ・ 県民の犯罪被害に対する危機意識等の欠如、自己の防犯対策に対する判断の過剰評価、自主防犯意識の低さが考えられる。
- ・ 県民や事業者等の安全で安心なまちづくり(自主的な防犯や防犯に配慮した環境整備等)に対する理解不足や防犯活動等を行っている団体・企業等の固定化が考えられる。

- ・ ニセ電話詐欺については、家族や地域社会のコミュニケーション不足、刻々と変化する手口に
応じた未然防止対策の難しさ、ネット社会における人間関係の希薄化等が考えられる。

【犯罪被害者等支援事業】

- ・ 県や市町の犯罪被害者支援担当者等を対象とした研修会等を開催しているものの、依然として
総合的対応窓口等の担当者の知識・経験不足等が考えられる。
- ・ 犯罪被害者支援に関する広報啓発活動により、徐々に県民への浸透が図られているものの、更
に多くの県民の理解を得るためには、被害初期段階から中期以降の被害者の状況等を理解するた
めの広報啓発活動の手段・方法等について検討する必要がある。

< 対応方針 >

【地域安全活動推進事業】

- ・ 県民が身近に不安に感じている犯罪（窃盗等）の防犯対策のため、防犯教育や各種広報啓発活
動等を県、警察、関係団体等が強化し、防犯意識の向上と各種防犯対策の周知徹底に努める。
- ・ 防犯ボランティア団体や事業者、関係機関、団体等に対する防犯研修会等の開催や、各種支援
対策を強化し、幅広い立場や年齢層によるボランティア活動の活性化を図るほか、同団体等と連
携した犯罪の起きにくい社会づくり（犯罪の防止に配慮したまちづくりの充実等）に努める。
- ・ 高齢者を始め、若年層等を含む幅広い年齢層に対し、ニセ電話詐欺被害防止の広報啓発活動等
を強化するほか、高齢被害者等犯罪弱者を犯罪に遭わせない地域づくりのため各種防犯対策の推
進に努める。

【犯罪被害者等支援事業】

- ・ 犯罪被害者等支援コーディネーターを活用し、各市町で取り扱う支援対象事案を県がとりまと
めて還元することにより、担当者の知識・情報不足の解消に努める。

さらに民間支援団体をはじめとした関係機関・団体等と連携を強化し、犯罪被害者等支援条例
に基づく推進計画を踏まえた弁護士の法律相談費用の援助や犯罪被害者等支援ボランティア養成
講座委託事業により、犯罪被害者等への支援の充実に努める。

また、県警では犯罪被害者等のニーズに応じた支援を行うため、民間支援団体への委託事業を
行っていることから、引き続き体制強化に向けた取組を推進していく。

- ・ 犯罪被害者支援フォーラムを始めとした各種広報啓発活動の強化と大学生等を対象とした犯罪
被害者等支援出前講座の開催、広報県民課主催による中学生・高校生を対象とした「命の大切さ
を学ぶ教室」を開催することなどによって、犯罪初期における報道等を受けた誹謗中傷や犯罪中
期における犯罪被害者等への関心の低下への対応を図り、犯罪被害者等支援の理解促進に努める。

2 交通安全対策の推進（企画総務費）

事業の目的

平成 30 年までに年間の交通事故発生件数を 6,994 件以下に減少させるため、交通安全県民運動を中心として、幼児から高齢者までを対象にした、きめ細かな交通安全教育や広報啓発活動の推進による県民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故分析の結果を活用した警察による交通指導取締りを始め、関係機関・団体等による子どもや高齢者の保護誘導などの街頭活動の強化を実施する。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	29 年 度		前 年 度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
<主要事項> 「佐賀県交通事故ワースト 1 からの脱却！」緊急プロジェクト事業	(54,036) 53,317	交通安全啓発 C M ・ テレビ C M 356 回放送 ・ ラジオ C M F M 530 回放送 A M 546 回放送 啓発グッズの活用 ・ ロゴマーク入り反射材等 約 27,000 枚配布 ・ 追突事故防止ステッカー 約 20,000 枚配布 優良市町表彰 ・ 3 町実施 多久市、玄海町 唐津市 交通安全教育 ・ 「応援教育隊」派遣 99 回派遣 約 4,290 人参加 交通事故ワースト 1 脱却コンテスト ・ 無事故無違反チャレンジ 2,823 ペア応募 ・ ヒヤッとスポット 351 件応募	(37,400) 31,735	交通安全啓発 C M ・ 3 本 326 回放送 交通安全ロゴマークの活用 ・ ロゴマーク入り反射材等 約 30,000 枚配布 優良市町表彰 ・ 4 町実施 みやき町、白石町、江北町、基山町 交通安全教育 ・ 「応援教育隊」派遣 94 回派遣 約 3,800 人参加 交通事故ワースト 1 脱却コンテスト ・ 無事故無違反チャレンジ 1,849 チーム応募 （7,396 人） ・ 交通安全アイデアチャレンジ 188 件応募

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
交通安全県民運動推進事業	(2,896) 2,842	各季交通安全県民運動の広報啓発 ・チラシ・ポスター 約9万2千枚配布 イベントでのブース 出展による交通安全 P R 交通功労者表彰 ・個人表彰13人 ・団体表彰2市町	(3,184) 3,096	各季交通安全県民運動の広報啓発 ・チラシ・ポスター 約7万枚配布 イベントでのブース 出展による交通安全 P R 交通功労者表彰 ・個人表彰7人 ・団体表彰2市町

事業の成果

「交通事故発生件数を7,644件以下にする」という29年度の目標達成を目指して「佐賀県交通事故ワースト1からの脱却」緊急プロジェクトの展開及び各季の交通安全県民運動の広報啓発活動の事業に取り組んだ結果、交通事故発生件数が6,765件となり、29年度における目標は達成した。

総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
交通事故の総量抑止	件	(8,578) 8,561	(8,286) 7,783	(7,644) 6,765	(6,994)

施策の取組状況、要因分析、対応方針

<進捗・達成状況>

- ・平成29年中の人身交通事故発生件数は、前年対比で減少し、人口10万人当たりの人身交通事故発生件数全国ワースト1からの脱却を果たしたものの、依然としてワーストレベルにあり、また、痛ましい交通死亡事故が後を絶たない極めて厳しい状況にある。
- ・全人身交通事故に占める追突事故の割合が約45%と全国平均(約35%)よりも高く、人身事故件数を押し上げている現状から、追突事故の低減が交通事故発生件数抑止への重要な課題となっている。
- ・高齢者が関係する交通事故の割合が全人身交通事故の約35%を占め、また、全交通事故死者に占める高齢者の割合も約53%となっており、高齢者対策が課題となっている。

< 要因分析 >

- ・ 人身交通事故発生件数は、対前年比約 13%の減少となったが、追突事故の割合が高く、交通事故件数を押し上げている。
- ・ 追突事故発生原因の約 88%を脇見や考え事などの前方不注視や動静不注視が占めており、前を見て運転するという運転の基本的遵守事項が守られていない。
- ・ 追突事故の原因者における 30 歳未満（約 33%）の割合が高い。
- ・ 高齢化の進展に伴って、全交通事故に占める高齢者が関係する交通事故の割合が年々増加傾向にある。
- ・ 交通事故死者の内、歩行中の事故が約 33%を占め、事故の原因は前方不注視が約 42%を占めている。

< 対応方針 >

- ・ 人口 10 万人当たりの全国ワースト 1 脱却は果たしたものの、県内の交通情勢は厳しい状況にあることから、さらに交通事故総量を抑止し、「第 10 次佐賀県交通安全計画」の目標を早期に達成し、ワーストレベルの脱却を目指す。
- ・ 全国平均よりも高い追突事故の発生状況及び運転の基本の遵守の重要性を効果的に広報啓発する。
追突事故における 30 歳未満の原因者の割合が高いことから、重点的に運転者対策を講じる。
- ・ 高齢者を中心とした広報啓発活動を実施し、高齢者事故の防止を図る。
- ・ 反射材の着用を促進するとともに、原則ハイビームの広報啓発を徹底し、歩行者事故の防止を図る。

3 消費生活の安定向上（企画総務費）

事業の目的

複雑・多様化する消費生活相談に対応した相談体制の充実による消費者被害の救済と、県民への適時・適切な情報提供や様々な世代の消費者教育・啓発等の推進による契約トラブルの未然防止を図り、県民の消費生活の安定向上を図る。

また、被害の拡大防止を図るため、特定商取引法等に基づく悪質な事業者への指導・監督を強化する。

消費者被害の救済に関しては、「消費生活センターの苦情相談のあっせんによる解決率」93%を目標に掲げ、相談業務を適切に遂行する。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	29年度		前年度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
消費者基本法関係法施行事務事業	(1,496) 938	事業者への調査、指導 ・不当景品類及び不当表示防止法に基づく指導 行政指導 4件 ・特定商取引に関する法律及び県条例に基づく指導 行政指導 2件 行政処分 0件 会議開催 ・「佐賀県消費生活の安全安心対策会議」及び「佐賀県多重債務者対策会議」 開催日 11月1日	(1,392) 759	事業者への調査、指導 ・不当景品類及び不当表示防止法に基づく指導 行政指導 3件 ・特定商取引に関する法律及び県条例に基づく指導 行政指導 2件 行政処分 0件 会議開催 ・「佐賀県消費生活の安全安心対策会議」及び「佐賀県多重債務者対策会議」 開催日 1月27日
消費者行政対策推進事業	(18,629) 18,466	消費者組織の育成 ・消費者グループの育成 指導6グループ 消費者被害の未然防止 ・広報紙「くらしの安全安心だより」 (年4回発行)	(18,744) 18,431	消費者組織の育成 ・消費者グループの育成 指導6グループ 消費者被害の未然防止 ・広報紙「くらしの安全安心だより」 (年4回発行)

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
		消費生活相談 ・県消費生活センターでは、年末年始を除く、毎日午前9時から午後5時まで相談に対応 ・相談件数 8,202件 県及び市町の計		消費生活相談 ・県消費生活センターでは、年末年始を除く、毎日午前9時から午後5時まで相談に対応 ・相談件数 7,557件 県及び市町の計
消費者行政推進事業	(50,265) 47,793	消費生活相談員の資質向上 ・レベルアップ研修会の開催(4回)や研修受講 消費者への啓発活動 ・街頭キャンペーンを行い、作成した啓発グッズや啓発チラシを配布 開催回数 3回 ・講師派遣による出前講座等を実施 開催回数 130回 受講者数延べ 7,845人 県消費生活センターの機能強化 ・相談時間延長の継続 9時～16時の相談時間を1時間延長 (～17時まで) 16時以降の受付件数...456件 ・市町の相談窓口への助言等の支援を行う 消費生活特別相談員	(51,546) 49,651	消費生活相談員の資質向上 ・レベルアップ研修会の開催(6回)や研修受講 消費者への啓発活動 ・啓発グッズや啓発チラシを作成、配布 ・講師派遣による出前講座等を実施 開催回数 198回 受講者数延べ 11,115人 ・啓発行事(消費者月間フェア)の開催 来場者数 4,700人 県消費生活センターの機能強化 ・相談時間延長の継続 9時～16時の相談時間を1時間延長 (～17時まで) 16時以降の受付件数...461件 ・市町の相談窓口への助言等の支援を行う 消費生活特別相談員

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
		を、県消費生活センターに配置(1名) 市町への補助(消費者行政活性化事業費補助) ・市町の消費相談窓口の施設整備等機能強化、消費生活相談員配置、消費者に対する普及啓発事業等を支援 開設日数の増 7市9町 消費生活相談員の増 2市 相談時間延長 6市4町 消費者被害防止に取り組む団体への助成 ・以下の2団体の活動を支援 NPO法人 ITサポートさが NPO法人 消費生活相談員の会さが		を、県消費生活センターに配置(1名) 市町への補助(消費者行政活性化事業費補助) ・市町の消費相談窓口の施設整備等機能強化、消費生活相談員配置、消費者に対する普及啓発事業等を支援 開設日数の増 7市9町 消費生活相談員の増 2市 相談時間延長 5市4町 消費者被害防止に取り組む団体への助成 ・以下の2団体の活動を支援 NPO法人 ITサポートさが NPO法人 佐賀消費者フォーラム

事業の成果

県民の消費生活の安定向上のため、「消費生活相談のあっせんによる解決率 93%」を目指して消費生活相談員による相談対応を行った結果、実績は 94.8%となり目標を達成した。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
消費生活相談のあっせんによる解決率	%	(93) 91.2	(93) 95.6	(93) 94.8	(93)

施策の取組状況、要因分析、対応方針

<進捗・達成状況>

- ・ 消費者被害の内容が多様化・深刻化しており、解決困難な相談件数が増加傾向にある。
- ・ 70歳以上の高齢者からの相談の割合が全体の約1/4を占め、全ての年代の中で最も高い。また、高齢者を狙う悪質な販売等によるトラブルが多い。
- ・ スマートフォンの普及とともにインターネットを利用した通信販売での商品の購入が増加しているため、若者の消費者トラブルの増大が懸念される状況にある。

<要因分析>

- ・ 経済社会のグローバル化、インターネットの普及に伴い、新卒の販売方法、新卒の悪質商法などによる消費者被害が多く発生している。
- ・ 高齢者のみの世帯が増加しているため、地域で支え合うといった地域の力が低下している。
- ・ 若者が十分な消費者教育を受けずに、判断能力が不十分なまま事業者との契約を行っている。

<対応方針>

- ・ 消費者トラブルを迅速に解決するため相談体制を整備し、複雑な相談への対応向上を図るとともに、消費生活相談員の養成とそのレベルアップに取り組む。
- ・ 悪質な事業者に対する適切な指導を行うこととあわせて、事業者の不当な勧誘や不当な契約条項などの「不当行為」の差止め請求ができる、県内の適格消費者団体の活動を支援する。
- ・ 「佐賀県消費者教育推進計画」に基づき、自立した消費者を育み、消費者トラブルの未然防止を図る。また、消費者教育の機会拡大を学校や地域に働きかけ、消費者に啓発を行う。
- ・ 高齢者が消費者トラブルの被害者となることを防止するため、福祉との連携を図り、民生委員等高齢者と関わりのある方を対象にした出前講座を実施し注意喚起を行う。高齢者の地域での見守りの強化や、地域ネットワークの構築を図る。
- ・ 大学生等の若者に対する啓発事業を継続するとともに、自立した消費者となることを目指したリーダー養成事業を継続する。

楽しい子育て・あふれる人財 さが

- 子育て

1 みんなで取り組む次世代育成支援（社会教育総務費）

事業の目的

未来を担う若い世代に対し、人生における結婚や出産、子育てについて自ら考えまなぶ機会を提供する。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	29年度		前年度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
みらいのパパママへのメッセージ事業	（3,597） 3,579	○ 高校や若い世代が集まる催しで、子育て当事者の話やショート劇を行うことにより結婚や子育てを考える機会を設ける。 ・ 高校等 17 校、成人式 2 会場で実施 ○ 中学生と乳幼児及びその保護者とのふれあいの場となる「子育てワークショップ」を開催する。 ・ 全 41 回実施	（4,983） 4,865	○ 高校や若い世代が集まる催しで、子育て当事者の話やショート劇を行うことにより結婚や子育てを考える機会を設ける。 ・ 高校等 18 校、成人式 2 会場で実施 ○ 中学生と乳幼児及びその保護者とのふれあいの場となる「子育てワークショップ」を開催する。 ・ 全 54 回実施

事業の成果

みらいのパパママへのメッセージ事業において、高校・成人式でショート劇を 19 回、また中学生向け子育てワークショップを 41 回実施し、未来を担う若い世代に、結婚や子育てについて考える機会を提供し、結婚や子育てについての明るく前向きなイメージの形成に寄与した。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		（目標） 実績	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標） 実績
【該当指標なし】					

施策の取組状況、要因分析、対応方針

<進捗・達成状況>

出会いから結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージに応じて切れ目なく支援する「子育てし大県“さが”プロジェクト」の一環として、主に中学生、高校生に対して、結婚や子育てについて明るいイメージを持ち自分なりに考える機会を提供した。

<要因分析>

仕事と生活・子育てとの両立への不安等がある。また、男女の固定的役割分担意識が根強い。

<対応方針>

結婚や出産、子育てについての前向きなイメージ形成や自分なりに将来を考える機会の創出など、「子育てし大県“さが”プロジェクト」に取り組むなかで、社会教育の観点から、より有効な施策を検討していく。

2 地域で支える青少年の健全育成（社会教育総務費、社会教育施設費）

事業の目的

県少年自然の家の管理運営を行い、自然の中での様々な体験活動や集団での宿泊生活を通じて、子どもたちの健全な育成に資することとし、平成 30 年度までに小中学校をはじめ県内団体による利用を年間 1,000 団体にすることを旨とする。

自然体験活動の指導者を養成するとともに、参加しやすい自然体験活動の機会を提供することにより、心身ともにたくましい子を育む環境づくりを推進する。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	29 年 度		前 年 度	
	（ 予算現額 ） 決算額	事業内容	（ 予算現額 ） 決算額	事業内容
少年自然の家管理 運営事業	（ 223,611 ） 223,575	○ 県少年自然の家 3 所（黒髪、北山、波戸岬）の管理運営（指定管理者） ○ 年間延べ利用者数 ・ 黒髪 25,237 人 ・ 北山 56,697 人 ・ 波戸岬 78,158 人 ○ 年間県内利用団体数 ・ 黒髪 333 団体 ・ 北山 315 団体 ・ 波戸岬 432 団体	（ 225,014 ） 224,101	○ 県少年自然の家 3 所（黒髪、北山、波戸岬）の管理運営（指定管理者） ○ 年間延べ利用者数 ・ 黒髪 25,153 人 ・ 北山 55,097 人 ・ 波戸岬 73,255 人 ○ 年間県内利用団体数 ・ 黒髪 310 団体 ・ 北山 294 団体 ・ 波戸岬 420 団体
キッズチャレンジ！自然体験活動 推進事業	（ 8,367 ） 7,267	○ 子どもの自然体験活動の推進 ・ 指導者の人材育成（資格取得支援：13 名、指導者による出前講座：51 力所） ・ 週末の自然体験活動プログラム開催（CSO 等への補助：30 プログラム） ・ 児童養護施設の子どもに自然体験活動の	（ 4,864 ） 2,607	○ 子どもの自然体験活動の推進 ・ 指導者の人材育成（資格取得支援：19 名、指導者による出前講座：14 力所） ・ 週末の自然体験活動プログラム開催（CSO 等への補助：41 プログラム）

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
		機会を提供(1回) ・保護者への自然体験 活動スキル習得支 援及び親子キャン プ実施(参加:18 家族)		

事業の成果

少年自然の家管理運営事業に取り組んだ結果、小中学校をはじめ県内団体による年間利用が1,080団体となり、平成29年度における目標(980団体)が達成された。

キッズチャレンジ！自然体験活動推進事業では、自然体験活動指導資格者を13名養成し、CSO等が実施する自然体験活動プログラム開催に対する補助事業を実施した。また、児童養護施設の子どもを対象としたチャレンジキャンプの開催や、保護者に自然体験活動のスキルを習得してもらう講座と親子キャンプを実施するなどして、子どもたちへの自然体験活動の機会を広く提供するとともに、自然体験活動の重要性の普及啓発に寄与した。

総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
小・中学校をはじめとする 県内団体の県立少年自然の 家の利用団体数(累計)	団体	(950) 969	(965) 1,024	(980) 1,080	(1,000)

施策の取組状況、要因分析、対応方針

<進捗・達成状況>

県内3カ所に設置する佐賀県少年自然の家では、施設周辺の自然環境を生かした体験活動や利用者のニーズに対応したプログラムを実施し、県内の利用団体数は平成29年度まで目標を達成しており、平成30年度も目標を達成できる見込み。

また、自然体験活動の指導者を養成するとともに、参加しやすい自然体験活動の機会を提供した。

<要因分析>

電子メディアの普及等もあり子どもたちの身近な自然体験が減少している現代において、子どもの健全育成に有益な自然体験活動のニーズは高まっている。

< 対応方針 >

引き続き佐賀県少年自然の家の利用促進を図るとともに、子どもたちが参加しやすい自然体験活動の場の提供や自然体験活動の指導者の育成等に取り組む。

- 生涯学習

1 未来に活かすまなびの環境づくり（社会教育総務費、社会教育施設費）

事業の目的

まなびたい人が誰でも、いつでも、どこでも、個人の要望や社会の要請に応じてまなぶことができ、その成果を活かすことができる環境づくりを行うことにより、生涯学習の機運をさらに醸成する。

- ・ 県立生涯学習センターにおける人材育成、学習機会提供及び交流促進を通じて、生涯学習の振興を図り、平成 30 年度までに県民カレッジへの延べ入学者数を 30,500 人にすることを目指す。
- ・ 放課後子供教室を開設し、体験活動を通じた子どもたちの育成を図るとともに、地域の大人との交流を通じた地域の教育力の向上を図るため、平成 30 年度までに放課後子供教室等への地域の大人の延べ参加者数を 80,000 人にすることを目指す。

また、学校と地域との連携を図る地域コーディネーターの配置と学校支援ボランティアの派遣への支援を行うことにより、生涯学習の成果の活用と地域の教育力の向上を図る。

- ・ 公民館・図書館等のまなびの場を中心とした「まなび合い」による地域課題解決等に向けた取組を支援し、平成 29 年度までに延べ 55 か所で取組を進めていくことを目指す。
- ・ 佐賀の若者を対象に、様々な分野で活躍している佐賀にゆかりのある先輩を講師に招き、若者の心に響き、夢のきっかけをつかむ講座を開催することで、これからの佐賀を切り拓く人材の育成を図る。
- ・ 県内の図書館が更に利用しやすくなるように環境整備を進め、併せて県立図書館の機能の充実を図るため、県立図書館による図書館サービスを提供し、かつ、県内図書館ネットワークを構築することにより、平成 30 年度までに県立図書館デジタルライブラリのコンテンツ閲覧件数を 92,000 件にすることを目指す。

また、県立図書館の施設整備の方向性を検討し具体化する。

- ・ 子どもが本に親しむ環境づくりを推進するため、平成 30 年度までに、地域コミュニティにおける子どもの居場所のうち、400 か所の図書コーナー“こころざしスポット”の環境整備を図る。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	29 年 度		前 年 度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
生涯学習センター事業	（61,709） 61,708	○人材育成 ・生涯学習関係職員等の育成 ・公民館等の課題解決取組支援 ○学習機会提供 ・県民カレッジの推進 ・生涯学習の情報提	（61,577） 61,577	○人材育成 ・生涯学習関係職員等の育成 ・公民館等の課題解決取組支援 ○学習機会提供 ・県民カレッジの推進 ・生涯学習の情報提

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
		供・相談 ○交流促進等 ・まなびいフェスタ、まなびいチョイスセミナーの開催 ・調査・研究		供・相談 ○交流促進等 ・まなびいフェスタ、まなびいチョイスセミナーの開催 ・調査・研究
放課後子供教室推進事業	(32,004) 29,769	○放課後子供教室の開設 110 教室(市町への補助) ○安全管理員研修の実施	(28,920) 27,984	○放課後子供教室の開設 108 教室(市町への補助) ○安全管理員研修の実施
地域・学校の連携協力体制づくり支援事業	(2,424) 2,334	○学校支援地域本部を設置しコーディネーターを通じた地域人材による学校支援活動の取組 ・学校支援地域本部設置 5市町 21 本部(市町への補助)	(17,205) 17,205	○学校支援地域本部を設置しコーディネーターを通じた地域人材による学校支援活動の取組 ・学校支援地域本部設置 4市町 17 本部(市町への補助) ・放課後の学習支援に取り組む市町への I C T 機器等の整備費補助
地域のまなび合い支援事業	(7,874) 5,872	○公民館・図書館等を中心としたまなび合いによる地域課題解決等に向けた取組の支援 ・取組件数 16 件(C S O 等へ補助) ・まなび合い活動支援フォーラムの開催 ・まなび合い推進マニュアル(事例集)作成	(7,547) 7,225	○公民館・図書館等を中心としたまなび合いによる地域課題解決等に向けた取組の支援 ・取組件数 20 件(C S O 等へ補助) ・まなび合い活動支援フォーラムの開催 ・まなび合い推進マニュアル(事例集)作成

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
キッズチャレンジ！ 自然体験活動推進事業費	(8,367) 7,267	- - 2に前述	(4,864) 2,607	- - 2に前述
<主要事項> 弘道館のさいこう・まなび推進事業	(43,798) 42,808	○ 県にゆかりのある先輩を講師としたワークショップを交えた講座の開催（5回開催） ・ 講座のオンライン配信 ・ オンデマンド講座のアーカイブ配信	-	-
図書資料整備事業	(48,092) 48,026	○ 県立図書館の資料購入等 ・ 館内用図書資料 12,718点 ・ 視聴覚資料 16点 ・ 郷土資料 321点 ・ 館外用図書資料 215点	(48,226) 48,177	○ 県立図書館の資料購入等 ・ 館内用図書資料 13,714点 ・ 視聴覚資料 37点 ・ 郷土資料 287点 ・ 館外用図書資料 301点
郷土資料の整備調査事業	(776) 751	○ 県立図書館デジタル化歴史資料・デジタル民話の公開	(2,382) 2,368	○ 県立図書館デジタル化歴史資料・デジタル民話の公開
佐賀県の自然デジタル大百科作成事業	-	-	(2,533) 2,490	○ 佐賀県の自然デジタル大百科作成、県立図書館での公開
図書館機能の充実推進事業	(19,335) 18,906	○ 図書館ネットワーク強化 ・ 図書物流システムの運営（市町への相互貸借） ○ 公共図書館等との連携推進 ・ 放課後児童クラブ等団体への図書セ	(14,686) 14,285	○ 図書館ネットワーク強化 ・ 図書物流システムの運営（市町への相互貸借） ○ 公共図書館等との連携推進 ・ 放課後児童クラブ等団体への図書セ

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
		ット貸出(586セット：27,801冊) ・県立学校等に県立図書館蔵書の貸出支援(40冊) ・学校への図書セット支援貸出(213セット：8,559冊) ○県立図書館の機能充実 ・専用窓口設置による調査相談(レファレンス)機能の充実(司書1名配置) ○読書環境づくり推進 ・POPコンテストの実施(応募総数：2,566点)		ット貸出(583セット：28,650冊) ・県立学校等に県立図書館蔵書の貸出支援(397冊) ・学校への図書セット支援貸出(283セット：11,220冊) ○県立図書館の機能充実 ・専用窓口設置による調査相談(レファレンス)機能の充実(司書1名配置) ○読書環境づくり推進 ・POPコンテストの実施(応募総数：1,001点)
子どもが本に親しむ環境づくり推進事業	(26,435) 26,194	○県立図書館の児童サービスの充実 ・新刊児童書全点購入(4,232冊) ・児童図書室に司書資格保有嘱託職員の配置(3名) ・子ども向けオンライン百科事典3種の運用 ・HPの児童用ページの改修・改良 ○地域・学校・家庭における環境づくり ・地域の子どもの居	(34,541) 32,637	○県立図書館の児童サービスの充実 ・新刊児童書全点購入(4,936冊) ・児童図書室に司書資格保有嘱託職員の配置(3名) ・子ども向けオンライン百科事典3種の運用 ・HPの児童用ページの改修・改良 ○地域・学校・家庭における環境づくり ・地域の子どもの居

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
		場所における図書コーナーの環境整備(124カ所) ・読み聞かせグループの育成支援(読み聞かせ講座:21回、読み聞かせスキルアップ講習:4回) ・スクール読書チャレンジ運動(取組校数:26校) ・読書ノート(ライブラリー・スタート・パスポート)の県内全小学生への配布(50,072冊) ・読み聞かせノートの配布(24,000冊)		場所における図書コーナーの環境整備(216カ所) ・読み聞かせグループの育成支援(読み聞かせ講座:18回、読み聞かせスキルアップ講習:4回) ・スクール読書チャレンジ運動(取組校数:25校) ・読書ノート(ライブラリー・スタート・パスポート)の県内全小学生への配布(50,590冊)

事業の成果

- ・生涯学習センター事業に取り組んだ結果、県民カレッジへの延べ入学者数が30,596人となり、平成29年度における目標(29,700人)が達成された。
- ・放課後子供教室推進事業及び地域・学校の連携協力体制づくり支援事業に取り組んだが、学校支援地域本部の取組は拡大したものの、放課後子供教室は指導者の固定化傾向がみられたことから、地域の大人の延べ参加者数は76,426人に留まり、平成29年度における目標(78,500人)を達成できなかった。
- ・地域のまなび合い支援事業では、地域課題解決に取り組まれたCSO等の16事業に対して補助を行い、これらの取組から得られた成果等を県内に広く周知・波及するためのフォーラムを開催することで、地域課題解決等に向けた取組に対する意識が高まった。
- ・弘道館のさいこう・まなび推進事業では、佐賀の若者を対象に様々な分野で活躍している県にゆかりのある先輩を講師とした講座「弘道館2-藩校しようぜ。」を5回開催した。各回とも定員を満了応募があり、受講者から高い満足度が得られており、人材育成に資することができた。
- ・図書資料整備事業及び図書館機能の充実推進事業等に取り組んだ結果、新規コンテンツを公開したこと等により、県立図書館デジタルライブラリのコンテンツ閲覧件数(年間累計)が135,491

件となり、平成 29 年度における目標（88,000 件）が達成された。

- ・ 子どもが本に親しむ環境づくり推進事業において、子どもの居場所の図書コーナー “こころざしスポット” の環境整備（平成 29 年度末現在：340 力所整備）や、読み聞かせ講座の開催、スクール読書チャレンジ運動等に取り組み、地域、家庭、学校と連携して子どもたちが本に親しむ環境づくりを進めることができた。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
県民カレッジへの延べ入学者数	人	(28,100) 28,381	(28,900) 29,340	(29,700) 30,596	(30,500)
「放課後子ども教室」等への地域の大人の延べ参加者数	人	(75,500) 65,703	(77,000) 66,359	(78,500) 76,426	(80,000)
デジタルライブラリのコンテンツ閲覧件数	件	(80,000) 74,042	(84,000) 88,025	(88,000) 135,491	(92,000)

施策の取組状況、要因分析、対応方針

<進捗・達成状況>

- ・ 県立生涯学習センター事業を通じて生涯学習の振興を図ったことにより県民カレッジへの延べ入学者数が 30,596 人となり、平成 29 年度の目標（29,700 人）を達成するなど、個人が自らのニーズに応じて行う生涯学習の機会は、概ね充実が図られている。

平成 30 年度の県民カレッジへの延べ入学者数の目標（30,500 人）は既に達成した。

- ・ 放課後子供教室推進事業及び地域・学校の連携協力体制づくり支援事業に取り組み、放課後子供教室は県内全市町で実施されたものの、同教室への地域の大人の延べ参加者数は目標（H29:78,500 人）を達成できなかった。平成 30 年度は、教室の実施数の増により、地域の大人の延べ参加者数は増加する見込みである。

また、公民館等の社会教育施設を中心とした「まなび合い」による地域課題解決等に向けた取組を支援するため、平成 29 年度までの 3 年間で 47 事業に対し補助するとともに、取組の成果をフォーラムの開催により県内に周知した。

- ・ 子どもの自然体験活動の不足が中教審等で指摘されている中、自然体験活動の指導者を平成 29 年度までの 2 年間で 35 名養成するとともに、参加しやすい自然体験活動の機会を提供した。
- ・ 県内の図書館がさらに利用しやすくなるよう、県内図書館とのネットワーク強化や連携推進に取り組んだ。県立図書館のサービス向上のため、デジタルライブラリのコンテンツ充実を図ったことにより、コンテンツ閲覧件数は 135,491 件となり、平成 29 年度の目標（88,000 件）を達成した。平成 30 年度の目標（92,000 件）は達成する見込みである。

また、新刊児童書を全点購入し、県立図書館での閲覧等のほか県内公共図書館への相互貸借で活用した。

- ・ 図書及び逐次刊行物の購入等を行う図書資料整備事業や、図書の相互貸借・セット貸出等を行

う図書館機能の充実推進事業に取り組んだ。

県立図書館の現建物の利活用可能性と備えるべき機能の実現方策に関する調査を実施し、この調査結果も参考にしながら、県立図書館の機能と施設整備のあり方について庁内で検討を進めている。

< 要因分析 >

- ・ 県民カレッジにおける講座の充実（H29:1,873 講座）及びジュニア層の入学拡大に努めたことにより、入学者数は増加傾向にある。
- ・ 放課後子供教室等における指導者の固定化傾向による活動の停滞や、各地域において中心的な役割を担うコーディネーターの適任者不足等により地域と学校の間での調整・連携が難しい現状がある。

また、地域における人のつながりの希薄化等、地域コミュニティの機能が低下する中、地域課題解決等に取り組む人材が不足している。

- ・ 電子メディアの普及等もあり子どもたちの自然体験活動の機会が減少しているとともに、自然体験活動を支援する人材が不足している。
- ・ 県内図書館とのネットワーク構築や連携推進は図られている。一方で、地域における読書活動を支援する人材や、幼いころから本に慣れ親しむ働きかけが不足している。
- ・ 県立図書館の現施設は、建物の老朽化が進み、書庫の分散、UDやICT対応に限界のある閲覧環境で、市町支援をはじめバックヤード業務も拡充が困難である。

< 対応方針 >

- ・ 引き続き、県民一人ひとりがまなび続けることができるよう、生涯学習の機会の充実を図る。
- ・ 生涯学習の成果を活かした活動の場を創出し（地域課題の解決支援、学校支援、子どもの体験活動や読書活動の支援など）生涯学習の活動の推進を支援する人材や地域づくりを担う人材の育成に取り組む。
- ・ 自然体験活動は社会を生き抜く力として必要となる能力を培う効果があることから、引き続き、子どもたちが参加しやすい自然体験活動の機会を提供するとともに、自然体験活動の指導者の育成を図る。
- ・ 地域の読み聞かせグループのスキルアップや活動の充実により読書活動を支援する人材育成を図り、学校と連携した読書推進活動を実施すること等により、子どもたちが本に親しむ環境づくりを推進する。
- ・ 図書館運営及び建築・設計の専門家より多様な視点から県内外の状況を踏まえた助言を得て、引き続き、県立図書館が備えるべき機能と施設整備の方向性について検討する。

人・社会・自然の結び合う生活 さが

- 健康

1 食育の推進（企画総務費）

事業の目的

第3次佐賀県食育推進基本計画（対象期間：平成28～32年度）に基づき、県民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進する。

県民のライフステージに応じた食育を推進するため、県民運動推進組織「食育ネットワークさが」の会員数を平成30年度までに260団体とすることを目指し、同会員団体と連携した食育運動等を展開する。また、次世代を担う子どもへの食育の取組を推進することにより、朝ごはんを毎日食べる児童の割合を平成30年度までに毎年88.3%以上とすることを目指す。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	29年度		前年度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
“食で育む”佐賀の食育推進事業	(5,989) 5,775	食育ネットワーク さかの運営 (H30.3末 250団体) 総会1回 幹事会1回 食育県民運動の推進 ・食育推進強化月間 (6月、11月) 「早ね・早起き・朝ごはん」キャンペーンの実施 ・食育推進全国大会への参加 6月30日～7月1日、岡山市 ・食育講演会 11月9日 295人 ・食育活動の実践応援事業 講師派遣 14ヶ所 3,343人	(6,510) 6,381	食育ネットワーク さかの運営 (H29.3末 240団体) 総会1回 幹事会1回 食育県民運動の推進 ・食育推進強化月間 (6月、11月) 「早ね・早起き・朝ごはん」キャンペーンの実施 ・食育推進全国大会への参加 6月11日～12日、福島県郡山市 ・食育講演会 8月30日 273人 ・食育活動の実践応援事業 講師派遣 10ヶ所 2,961人

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
		食育推進交流会の開催 8月29日 146名 情報発信 情報誌の発行 (年6回) ホームページによる情報提供		食育推進交流会の開催 2月7日 162名 情報発信 情報誌の発行 (年6回) ホームページによる情報提供

事業の成果

“食で育む”佐賀の食育推進事業に取り組んだ結果、「食育ネットワークさかの会員数」は250団体となり、目標(250団体)を達成した。

朝食を食べない理由は、「食欲がない」、「食べる時間がない」が大半を占め、その原因は望ましい食習慣が身についていないことが考えられ、「朝ごはんを毎日食べる児童の割合」は、生活習慣全体の見直しに至らず88.0%に留まり、目標(88.3%)を達成することができなかった。

総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
「食育ネットワークさが」の会員数	団体	(230) 230	(240) 240	(250) 250	(260)
朝ごはんを毎日食べる児童の割合	%	(88.3以上) 88.3	(88.3以上) 86.6	(88.3以上) 88.0	(88.3以上)

施策の取組状況、要因分析、対応方針

<進捗・達成状況>

- ・ 県民運動推進組織である「食育ネットワークさが」の会員数は、順調に増加している。また、西九州大学の食育推進交流会をはじめ、各団体においても各種の食育の取組を実施されている。
- ・ 若い世代の朝食欠食率が高く、欠食習慣が始まった時期は、小学校から高校までが21.4%となっており、また、進学や就職などで生活環境が変わる高校卒業の頃(16.9%)や20歳代(26.7%)で最も高くなっている。

<要因分析>

- ・ 食育賞や食育講演会、西九州大学の食育推進交流会等の際に積極的に加入促進を図ったため、「食育ネットワークさが」の会員数は伸びている。また、食育への関心の高さもあり、会員の食

育の取組も盛んである。

- ・ 共働き世帯やひとり親家庭の増加も原因としてあると思うが、特に生活リズムの乱れなどによる朝食の欠食は幼少期から出現し、小学校、中学校と年代が高くなるにつれて朝食欠食率が高くなり、20代の欠食率は4割近くになっている。

<対応方針>

- ・ 「食育ネットワークさが」総会、食育賞、食育講演会、西九州大学の食育推進交流会や各種情報発信など会員の連携を図る取組をこれまで行ってきたが、さらにこの取組を進める。
- ・ 子どもの頃に身についた食習慣を大人になって改めることは、非常に困難であり「早ね・早起き・朝ごはん」キャンペーンを継続して実施するとともに、児童・生徒（特に生活環境が変わる可能性が高い高校生を対象に加え）保護者及び教育関係者等を対象に弁当の日などの取組や講演会等（実践・効果的な取組事例）を開催し、意識向上に努める。

- 環境

1 地球温暖化防止対策の推進（公害対策費）

事業の目的

地球温暖化問題の重要性を県民、事業者が実感できるような取組などを実施し、県民・事業者等に対する環境意識の普及啓発、環境教育・環境学習の推進を図ることにより、平成 30 年度までに県民を対象とした炭素マイレージ制度の参加申込世帯数を 1500 世帯にすること及び事業所を対象とした夏のクールビズ宣言事業所を 600 事業所にすることを旨とする。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	29年度		前年度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
地球温暖化防止対策事業	（9,614） 9,482	地球温暖化対策に対する意識啓発事業 ・環境展の開催 8月1日～6日 伊万里市・伊万里市民図書館 878 名参加 ・事業所向けのエコドライブコンテストの開催 27 事業所参加 ・県民向けにエコドライブシミュレーターを用いた体験講習の開催 229 人参加 ・県職員及び各自治体職員等を対象とした講習会の開催 17 名参加 ・夏のクールビズ宣言事業所の認定 581 事業所 ・エコチャレンジ運動参加者の募集 6,944 件	（13,397） 13,331	地球温暖化対策に対する意識啓発事業 ・環境展の開催 8月23日～28日 鹿島市・エイブル 約 900 名参加 ・事業所向けのエコドライブコンテストの開催 20 事業所参加 ・県民向けにエコドライブシミュレーターを用いた体験講習の開催 243 人参加 ・県職員及び各自治体職員等を対象とした講習会の開催 11 名参加 ・夏のエコスタイル宣言事業所の認定 533 事業所 ・エコチャレンジ運動参加者の募集 6,873 件 ・広報CMの放映 71 回（サガテレビ）

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
九州版炭素マイレージ事業	(3,563) 3,551	・家庭でのCO ₂ 削減行動に経済的インセンティブを付与する事業の参加者募集 1,024世帯(冬季)	(3,797) 3,765	・家庭でのCO ₂ 削減行動に経済的インセンティブを付与する事業の参加者募集 747世帯(冬季)
環境教育・学習支援事業	(1,443) 1,135	・小中学生の環境教育指導者育成研修会の開催 5月12日 佐賀市清掃工場2階会議室 44名参加 8月4日 伊万里市大坪公民館 大会議室 11名参加 ・幼児期環境教育研修会の開催 10月30日 グランデはがくれ 100名参加 ・エコキッズのためのミーティング 10月30日 グランデはがくれ 17名参加	(1,282) 1,035	・小中学生の環境教育指導者育成研修会の開催 5月10日 佐賀市清掃工場2階会議室 51名参加 8月25日 アバンセ 12名参加 ・幼児期環境教育研修会の開催 10月27日 グランデはがくれ 93名参加
「ストップ温暖化」県民運動推進事業	(3,931) 3,929	・環境サポーター派遣事業の実施 115件 ・環境学習活動助成事業の実施 7件 他	(3,928) 3,916	・環境サポーター派遣事業の実施 102件 ・環境学習活動助成事業の実施 11件 他

事業の成果

- ・地球温暖化防止対策事業については、エコドライブの普及啓発のため、事業所向けにはエコドライブコンテストを実施し、県民向けには各種イベント等でエコドライブ講習会を実施した。また、主に小学4年生によるエコチャレンジ運動への参加を通じて家庭における二酸化炭素排出削減を図った。夏のクールビズ宣言事業所数については、個別訪問等PRにより581事業所となり、目標(570事業所)を達成した。
- ・炭素マイレージ制度の参加申込世帯数については、PRを強化し昨年度より277世帯増の1,024世帯となったが、目標(1,315世帯)は達成できなかった。

- ・ 環境教育については、平成 27 年度に改定した環境教育等基本方針及び行動計画に沿って、小中学校教諭、幼稚園教諭、保育士等を対象に、環境教育プログラムの実践及び普及啓発、県内の環境教育の事例発表等を行い、環境を考えて行動する人づくり、環境教育指導者の育成を図った。
また、新たに、こどもエコクラブサポーターの意見交換会を開催したことで、こどもエコクラブのサポーター同士の情報交換、交流の場となった。
- ・ 環境サポーター派遣事業の利用件数は、昨年度より 13 件増えるなど、地域における環境学習の取組が広がってきている。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
炭素マイレージ制度の参加申込世帯数	世帯	(945) 842	(1,130) 747	(1,315) 1,024	(1,500)
夏のクールビズ宣言事業所数	事業所	(500) 529	(540) 533	(570) 581	(600)

施策の取組状況、要因分析、対応方針

<進捗・達成状況>

- ・ 2015 年度（平成 27 年度）の温室効果ガス排出量は約 710 万 t-CO₂（二酸化炭素換算）となり、1990 年度（平成 2 年度）と比較すると約 16%増加している。一方、2013 年度（平成 25 年度）、2014 年度（平成 26 年度）と比較すると、2015 年度（平成 27 年度）の温室効果ガス排出量はそれぞれ約 8%、約 4%削減しており、近年は若干減少傾向にある。

この温室効果ガス排出量の約 9 割を占める二酸化炭素排出量を部門別に見ると、産業部門が約 37%、運輸部門（約 22%）、業務部門（約 20%）、家庭部門（約 18%）となり、全国と比較して、運輸部門、家庭部門の排出割合が高くなっている。

- ・ 県民一人一人が地球温暖化対策の重要性を理解し、日々の生活や事業活動でエネルギー消費を少なくし、温室効果ガスの排出をできるだけ抑制するため、様々な普及啓発事業を実施した。その中でも総合計画の指標となっている「夏のクールビズ登録事業所数」については、平成 28 年度こそ目標を達成しなかったものの、平成 29 年度は目標を上回った。もう一つの指標である「炭素マイレージ制度の参加申込世帯数」については、例年目標を達成できていない状況である。

<要因分析>

- ・ 1990 年度（平成 2 年度）に比べ、2015 年度の温室効果ガス排出量が増加したのは、電力の排出係数の増大を除くと、主に家庭部門及び業務部門の排出量が増加したためである。家庭部門については、世帯数の増加（約 20%増）、家電製品の普及率向上（エアコン約 2.3 倍、パソコン約 14.8 倍等）等が要因であり、業務部門については業務系建物の延べ床面積の増加（約 48%増）等が要因として考えられる。なお、これらは全国と同じような状況にある。

近年は若干ではあるが減少傾向にあることから、省資源や省エネルギーを前提としたライフスタイルが定着しつつあると考える。

- ・ 夏のクールビズ宣言事業所数については、県ホームページ等で周知を図るとともに積極的に事業所訪問等を行い、目標を達成した。

九州全体で取り組んでいる炭素マイレージ制度の参加申込世帯数については、提出すればもらえていたエコライフポイントが平成 28 年度から抽選方式に変更されたままの中、前年度以上に広報の充実を図り、県主催の研修会の参加者や、県内市町の環境担当部署に対し参加を呼びかけ、昨年度実績より 277 世帯伸びたものの、目標達成には至らなかった。

< 対応方針 >

- ・ 国の「地球温暖化対策計画」の策定（平成 28 年 5 月）を踏まえ、平成 29 年度末、県民、事業者、行政といった全ての主体がそれぞれの立場で積極的に地球温暖化防止の取組を進めていくための行動指針となる「佐賀県地球温暖化対策計画」を策定した。地球温暖化防止の取組が各主体の取組に根付いていくよう、計画で設定する目標について適切に進捗管理を行うとともに、各主体の取組が、持続的なものとなっていくよう、地域における各団体等の自律的な取組を支援していく。

具体的には、市町の教育委員会と学校へ働きかけ、環境サポーターを活用して、生徒に環境保全の意識を根付かせたり、「地球温暖化防止対策事業」の諸取組（エコチャレンジ活動等）の一層の充実や、こどもエコクラブ及び環境サポーターの普及拡大により環境教育等の充実を図るとともに、「環境マネジメントシステム推進事業」により中小企業向け環境マネジメントシステム（エコアクション 21）の一層の普及を図ることで、県民や事業者等の各主体においてこまめな節電、節水等の行動が身に付き、これらの意識や行動が、日常生活の中で、当然のこととして受け入れられ、ビジネススタイル、ライフスタイルとなることを目指していく。

また、平成 30 年度から新規事業として「クールチョイス SAGA 事業」を実施することとしており、環境にやさしい「賢い選択」の考え方を積極的に情報発信していく。

- ・ 夏のクールビズ宣言事業所数については、県ホームページ等での周知に加え、各種セミナー等の参加案内を送付する際に宣言事業所のチラシを同封したり、事業所への積極的な訪問を行うなど、様々な機会を捉えて、宣言事業所の増加につなげ、平成 29 年度同様目標の達成を目指す。

炭素マイレージ制度の参加申込世帯数については、平成 30 年度からエコライフポイントを全員配布に変更するとともに、より効果的な情報発信により目標達成を目指す。

2 生活環境の保全（公害対策費、環境センター費）

事業の目的

- ・ 大気及び公共用水域の監視、工場、事業場に対する排出規制・立入検査などを行い、環境の汚染を防止し、県民の健康の保護と生活環境の保全を図る。このため、大気環境基準（二酸化窒素、二酸化イおう）、河川のＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）及びダイオキシン類の環境基準について、全ての地点で達成することを目指す。
- ・ 広域的な汚染が懸念される微小粒子状物質（ＰＭ２．５）や光化学オキシダント等の常時監視を行い、緊急時等において迅速かつ的確な情報伝達を行うことにより、県民の健康被害発生防止を図る。
- ・ 海外自治体との情報の共有化や技術交流を行い、広域的な観点から生活環境の保全を図る。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	29年度		前年度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
大気汚染及び悪臭防止対策事業	（57,305） 55,617	・ 大気環境常時監視局での観測 16局 ・ 有害大気汚染物質調査の実施 2地点	（56,116） 53,983	・ 大気環境常時監視局での観測 16局 ・ 有害大気汚染物質調査の実施 2地点
水質保全対策事業	（27,069） 26,136	・ 公共用水域・地下水調査の実施 公共用水域 62地点 地下水 58本 ・ 化学物質環境汚染実態調査の実施 16検体（試料採取のみ）	（19,486） 18,970	・ 公共用水域・地下水調査の実施 公共用水域 62地点 地下水 379本 ・ 化学物質環境汚染実態調査の実施 12検体（試料採取のみ）
日韓海峡沿岸環境技術交流事業	（1,298） 1,210	・ 共同事業「微小粒子状物質（ＰＭ２．５）に関する高濃度時期の広域分布特性調査」の実施	（1,096） 1,058	・ 共同事業「微小粒子状物質（ＰＭ２．５）に関する高濃度時期の広域分布特性調査」の実施
ダイオキシン対策事業	（1,525） 1,508	・ ダイオキシン類環境調査の実施 大気環境 8検体 土壌環境 4検体 水質調査 6検体 底質調査 6検体	（1,579） 1,521	・ ダイオキシン類環境調査の実施 大気環境 8検体 土壌環境 4検体 水質調査 6検体 底質調査 6検体

事業の成果

- ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の規定に基づき、工場・事業場等に対して立入検査などを

行い、環境の汚染防止を図ったことにより、大気、河川等の指標となる物質等は環境基準をおおむね達成していることが確認できた。

- ・ 微小粒子状物質(P M2.5)については、国が示した暫定指針に基づき、濃度が高くなると予想される場合に注意喚起を行うこととしており、また、光化学オキシダントについては、大気汚染防止法の規定に基づき、濃度が一定以上になった場合に注意報等の発令を行うこととしている。平成 27 年度から平成 29 年度まで注意喚起や注意報発令はなかったものの、濃度が発令等の基準値付近まで高くなる日もあり、平成 27 年度以降環境基準を達成していない。
- ・ 九州北部三県（佐賀県、福岡県、長崎県）及び山口県と韓国南岸一市三道（釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）と共同で、「大気中の揮発性有機化合物調査」を実施し、両国の発生源の成分の違いが示唆された。（日韓海峡沿岸環境技術交流事業）
- ・ 河川、海域等の公共用水域については、全ての地点で健康項目に関する環境基準を達成していることが確認でき、また、河川の全測定地点において B O D の環境基準を達成していることが確認できた。
- ・ ダイオキシン類環境調査については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視を実施し、全ての地点で環境基準を達成していることが確認できた。

総合計画 2 0 1 5 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
大気環境基準（二酸化窒素、二酸化いおう）達成率	%	(100) 96.3	(100) 96.3	(100) 100	(100)
河川（ B O D ）水質環境基準達成率	%	(100) 100	(100) 100	(100) 100	(100)
ダイオキシン類環境基準達成率	%	(100) 100	(100) 100	(100) 100	(100)

施策の取組状況、要因分析、対応方針

< 進捗・達成状況 >

- ・ 大気、河川等の指標となる物質等は環境基準をおおむね達成している傾向にある。
P M2.5 及び光化学オキシダントについては、平成 27 年度から平成 29 年度まで注意喚起や注意報発令はなかったものの、濃度が発令等の基準値付近まで高くなる日もあり、平成 27 年度以降環境基準を達成していない。平成 30 年度末においても、指標となる物質等は環境基準をおおむね達成する見込みだが、P M2.5 及び光化学オキシダントは環境基準を達成しない見込み。

< 要因分析 >

- ・ 大気、河川等の指標となる物質等については、排ガス、排水等により大気、河川等が汚染されないよう事業場への監視・指導等を実施している。
P M2.5 及び光化学オキシダントの原因物質は、国内で発生するものの他、大陸からの越境汚染によるものが考えられている。

< 対応方針 >

- ・ P M2.5 及び光化学オキシダントについては、健康被害が憂慮されていることから、大気常時監視により大気環境を把握し、県民の健康被害の未然防止を図るため、注意報発令、注意喚起等の迅速な情報提供を行う。
- ・ 事業場の監視並びに河川の水質及び大気環境等の状況を適切に把握していくため、職員の資質向上や必要な分析機器等の更新整備等を行い、今後も監視体制等の整備・維持に努める。

3 自然環境と生物多様性の保全と活用（自然環境保全対策費）

事業の目的

- ・ 自然環境や生物多様性の保全についての理解を深め、地域住民の協力のもと県内の多様な種、多様な生態系及び自然公園の良好な景観を保全(維持)するため、自然度の高い地域の保全や希少な野生動植物の保護、外来種の駆除などの取組を行うとともに、ＣＳＯ等が行う自然観察会開催等の活動に対し支援を行い、毎年度 25 回以上開催を目指す。
- ・ 県内唯一の特別名勝虹の松原の景観再生・保全のため、ＣＳＯなど多様な主体との協働を継続して推進し、アダプト方式（里親制度）による虹の松原の再生・保全活動への新規登録人数を毎年度 360 人以上とするとともに、虹の松原再生・保全活動の支障となっている広葉樹を平成 28 年度までに 72 h a 伐採することを目指す。
- ・ 多くの県民に親しめるよう、自然公園施設の適切な維持管理を行うとともに、誰もが利用しやすい自然公園施設となるようユニバーサルデザイン（ＵＤ）化を推進し、平成 30 年度までに県管理のトイレの洋式化率 50%を目指す。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	29年度		前年度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
自然環境保全対策事業	(10,280) 10,100	・ 檜原県自然環境保全地域の管理等 モニタリング調査 維持管理委託 ・ 多良岳県自然環境保全地域の巡視等	(10,686) 10,556	・ 檜原県自然環境保全地域の管理等 モニタリング調査 維持管理委託 ・ 多良岳県自然環境保全地域の巡視等
希少野生動植物保護対策事業	(2,299) 1,879	・ 希少種保護対策の推進 ・ 希少野生動植物の調査、普及啓発 ・ 生物多様性保全活動の支援 9 団体	(2,336) 1,769	・ 希少種保護対策の推進 ・ 希少野生動植物の調査、普及啓発 ・ 生物多様性保全活動の支援 12 団体
虹の松原再生・鏡山地区利用施設整備事業	(100,752) 98,837	（虹ノ松原地区） ・ 広葉樹伐採 1.4ha（内陸ゾーン） ・ 腐植層除去 8.3ha（汀線ゾーン）	(103,187) 102,471	（虹ノ松原地区） ・ 広葉樹伐採 2.7ha（縁辺ゾーン）
虹の松原再生・保全事業	(6,679) 6,616	・ 虹の松原保護対策協議会が行う再生・保全活動への支援	(6,746) 6,681	・ 虹の松原保護対策協議会が行う再生・保全活動への支援

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
<主要事項> 自然公園等施設整備事業	(10,772) 9,599	・玄海国定公園、県立自然公園及び九州自然歩道の各施設の改修 ・トイレ洋式化 4か所	(6,673) 6,637	・玄海国定公園、県立自然公園及び九州自然歩道の各施設の改修 ・トイレ洋式化 3か所
ラムサール干潟魅力発信事業	—	—	(5,000) 4,986	・登録一周年記念イベントを開催 開催日：8月20日 来場者：670名 ・佐賀市、鹿島市が行う保全活動や情報発信への支援
<主要事項> アジア湿地シンポジウムサポート事業	(2,000) 2,000	・平成29年11月に佐賀市で開催された「アジア湿地シンポジウム2017」に対し、開催経費の一部を支援	—	—
波戸岬海浜公園キャンプ場整備事業 (経済対策)[地方創生拠点整備交付金]	(195,708) 69,866 翌年度繰越額 121,751	・波戸岬海浜公園キャンプ場の区画の拡張、照明設備の改修	(195,708) 0 (全額翌年度繰越)	・波戸岬海浜公園キャンプ場の区画の拡張、照明設備の改修

事業の成果

- ・ 生物多様性についての県民の認知を高めるため、生物多様性保全活動を実施する団体に対し、啓発普及を目的とした観察会等の開催について実施を促した結果、平成29年度は40回開催され、目標(25回以上)を達成した。
- ・ 虹の松原の景観再生・保全のため、内陸ゾーンの広葉樹の伐採を行い、計画を前倒しして実施したことにより、平成28年度までの目標(72ha)を平成27年度で達成した。
- ・ 虹の松原保護対策協議会を通じ、アダプト方式をPRし、アダプト登録人数の目標達成に向け、取り組んだ。その結果、登録者の延べ人数は7,000人を越えたが、新規登録者は141人となり目標(360人)を達成できなかった。
- ・ 自然公園施設については、県管理の自然公園施設のトイレについてのUD化を計画的に行い、平成29年度に4か所(累計14か所)を整備して目標(14か所)を達成した。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
生物多様性に関する普及啓発を目的とした観察会等の実施回数	回	(25 以上) 30	(25 以上) 37	(25 以上) 40	(25 以上)
内陸ゾーンの広葉樹の伐採面積(累計)	ha	(68) 72	(72) 72	(-) -	(-)
アダプト方式への登録人数	人	(360 新規) 414	(360 新規) 304	(360 新規) 141	(360 新規)
洋式化率 50%以上のトイレの箇所数(累計)	箇所	(7) 7	(10) 10	(14) 14	(18)

施策の取組状況、要因分析、対応方針

< 進捗・達成状況 >

- ・ 生物多様性の保全のため、地域の C S O 等と協働で生物多様性保全活動や希少野生動植物の保護などの取組を行った。観察会等の実施回数は、目標をクリアし、30 年度も達成の見込みである。
- ・ 自然環境の保全のため、県内 7 つの自然公園の保全やアジア湿地シンポジウム(AWS2017)の開催、虹の松原の再生・保全に向けた取組を推進した。虹の松原の広葉樹伐採は、これまで目標を達成しており、30 年度も計画的に伐採見込みである。アダプト登録者数は、累計 7 千人を超えたが、年間目標は 28 年度から達成しておらず、30 年度も難しい見込みである。
- ・ 自然公園施設の維持管理及び誰もが利用できる施設を目指し整備した。公衆トイレの洋式化率は、計画的な整備の結果、年間目標は達成し、30 年度までの累計 18 か所の整備目標も達成の見込みである。

< 要因分析 >

- ・ 施策を通じ、目標は達成したが、現場からは、自然環境保全地域（主に樫原湿原）や県立自然公園での希少動植物の盗掘防止策、自然環境保全の周知、利用客のマナー向上を求める声があった。
- ・ 虹の松原の広葉樹伐採は、計画的に進んでいるが、伐採後も広葉樹は侵入しており、広葉樹の発芽を抑える必要がある。アダプト登録者は、累計 7 千人を越え、頭打ちの状態と捉えており、今後は、登録者の稼働率の向上のため作業しやすい環境整備が必要である。
- ・ 自然公園施設の公衆トイレ洋式化を計画的に進めている。また、自然公園施設 6 か所の維持管理・修繕を計画的に行っているが、老朽化設備も多く、予算が無く改修できない事例、トラブルの際、即時対処できない事例もあり、県民利用サービスを停滞させるケースもある。

< 対応方針 >

- ・ 生物多様性の保全を図るため、自然環境保全地域などに盗掘防止予防などの案内板設置や自然保護監視員研修、高齢化対策のため大学と連携した自然保護活動、自然環境保全地域の利活用策

検討の懇話会を設置する。

- ・ 虹の松原の保全事業により、広葉樹の発芽防止のため腐食層の除去、広葉樹の伐採を行う。また、30年度改訂予定の「虹の松原再生・保全実行計画」でアダプト登録者の稼働率対策や基金枯渇後の保全事業の見直し、県の関わり方について検討する。
- ・ 自然公園6施設の計画的な維持管理・修繕に加え、不測の場合の県民サービス低下を招かない措置をする。

4 有明海の再生（企画調査費）

事業の目的

- ・ 有明海再生のためには、有明海の環境変化の原因究明と海域環境の改善が喫緊の課題であり、大学の研究者が中心となり有明海再生に向けた調査研究を推進している「NPO法人有明海再生機構」の自主事業に対し支援を行うことにより、有明海再生に向けた調査研究を効果的かつ効率的に推進する。
- ・ 農林水産省の諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査がいつ行われてもその効果を検証できるよう、底生生物や水質等の変化を把握するとともに、得られた科学的知見に基づき有明海湾奥部の再生方策を検討し、効果的な再生策の実施に資する。
- ・ 行政や漁業者など関係者の取組だけではなく、流域で生活する住民や事業者など一体となって、山、川、平野、海にわたる環境保全活動に取り組むことが大切であることから、より一層の啓発活動を行うことにより、有明海再生の機運を高め、山、海での有明海に寄与する活動参加者数を平成30年度までに年間8,600人にすることを旨とする。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	29年度		前年度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
有明海再生調査 研究支援事業	(3,934) 3,500	「NPO法人有明海再生機構」が実施する自主事業に対する補助 ＜自主事業の内容＞ ・ シンポジウム（1回） 市民講座（6回）カキ礁造成の体験活動（4回）有明海再生に向けたワークショップ（1回）等の有明海再生のための情報発信等 ・ 企画調整会議、各部会及び検討会において有明海再生に向けた課題等の検討 ・ 有明海データベースの保守、ホームページによる広報活動	(4,000) 4,000	「NPO法人有明海再生機構」が実施する自主事業に対する補助 ＜自主事業の内容＞ ・ シンポジウム（1回） 有明海の二枚貝を使ったレシピコンクール（1回）有明海「カキ礁見学会」（1回）等の有明海再生のための情報発信等 ・ 企画調整会議、各部会及び検討会において有明海再生に向けた課題等の検討 ・ 有明海データベースの保守、ホームページによる広報活動

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
有明海再生対策 推進事業	(5,084) 4,753	有明海再生に関する啓発 ・おしかけ講座の実施 （25回、2,321名） ・親子探検隊の開催 （親子15組51名） ・六角川川のぼり体験 （30名） ・有明海に関する再生活 動への助成 （15団体）	(5,246) 4,603	有明海再生に関する啓発 ・おしかけ講座の実施 （24回、1,154名） ・親子探検隊の開催 （親子20組50名） ・六角川川のぼり体験 （33名） ・有明海に関する調査研 究・活動への助成 （17団体）
有明海再生方策 検討事業	(10,000) 10,000	・有明海湾奥部における 底生生物及び水質の状 況把握調査の実施 ・サルボウを用いた、水 質等の環境耐性の把 握、効果的な珪藻赤潮 軽減のための数値計算 によるサルボウの放流 領域や放流密度につい ての検討 ・検討会の開催（4回）	(12,000) 12,000	・有明海湾奥部における 底生生物及び水質の状 況把握調査の実施 ・沖合域のサルボウの着 底・加入要因に関する 研究及びサルボウ群衆 の造成による環境改善 効果の検討 ・諫早湾から有明海湾奥 部への懸濁物輸送に関 する研究 ・検討会の開催（4回）

事業の成果

- ・ NPO法人有明海再生機構が実施する自主事業に支援を行うことで、有明海再生に向けた課題等についての検討や情報発信が行われ、有明海の現状や課題に対する研究者間の認識が共有され、また、シンポジウム等に参加した県民の理解が進んだ。
- ・ 有明海再生方策検討事業については、開門前の底生生物等の状況を調査することで、開門効果の検証に必要な事前データが蓄積された。
- ・ 有明海湾奥部の重要二枚貝であるサルボウを用いて、珪藻赤潮の発生源である塩田川周辺漁場へ放流することを想定し、室内実験によりサルボウの水質等の環境耐性を把握するとともに、効果的に珪藻赤潮を軽減するため、数値計算によりサルボウの放流領域や放流密度について検討することができた。
- ・ 「おしかけ講座」の受講者数は大幅に増加し、「六角川川のぼり体験」、「有明海親子探検隊」等、効果的な啓発を行うことができた。しかしながら、平成29年度の山、海等での有明海再生に寄与する活動への参加者数は、6,518人となり、目標の8,400人を下回った。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
山、海等での有明海再生に寄与する活動への参加者数 (参考指標)	人	(8,000) 7,953	(8,200) 8,245	(8,400) 6,518	(8,600)

施策の取組状況、要因分析、対応方針

< 進捗・達成状況 >

- ・ 有明海は、近年、赤潮の多発、貧酸素水塊（海中に酸素が少ない状態）の発生など海域環境が変化しており、開門調査を含む原因究明が必要と考えているが、定量的解明には至っていない。
- ・ タイラギ漁が6年連続の休漁となるなど漁家経営は厳しく、先が見通せない状況にある。
- ・ 山、海等での有明海再生に寄与する活動への参加者数は、これまで増加していたものが、今回減少している。環境保全活動の推進に向け、より一層の普及啓発が必要である。

< 要因分析 >

- ・ 国の有明海・八代海等総合調査評価委員会報告においても、抜本的解決策は示されていない。
また、開門調査を巡る一連の訴訟について、国は、開門によらない基金による和解を目指しているが、解決には相当の時間がかかるものと考えられる。
- ・ 人間の生活様式の変化や産業の発達による水質汚濁、温暖化による水温上昇、干拓等地形の変化による潮流流速の減少等により海域環境が悪化している。
- ・ 平成 29 年 7 月の九州北部豪雨の影響により、県民参加による有明海沿岸の環境保全活動の実施時期が、例年の 8 月の夏休み時期から 11 月に変更となる等が参加者の減の要因と考えられる。また、活動者の高齢化が進む中、若年層への普及啓発が十分とは言えない状況にある。

< 対応方針 >

- ・ 開門調査を含む有明海の環境変化の原因究明を引き続き国に求めていく。
- ・ 国に対して、長期的視点の下での有明海再生事業の継続と、必要な予算の確保を求めていく。
海底耕耘等による漁場環境の改善、種苗放流などの水産生物の増殖等を実施するとともに、国や関係 3 県と協調し、産卵場・成育場の連携（ネットワーク）等に配慮した二枚貝類等の資源回復に資する取組を強化する。
また、県構想に基づく生活排水処理施設の整備、工場及び事業場等に対する排水処理対策の指導、森林の整備等を引き続き行う。
- ・ 森川海人プロジェクトにおける各取組や「おしかけ講座」、「有明海親子探検隊」等の実施、関係機関との協働により更なる普及啓発活動を推進する。

5 廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理の推進（環境衛生指導費）

事業の目的

- ・ 循環型社会の形成のため、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物の適正処理の推進及び廃棄物処理施設の確保を図る。
- ・ 廃棄物の減量化・リサイクルの推進のための事業を実施することにより、平成 29 年度までに 1 人 1 日当たりごみ排出量を 870 g に減少させ、一般廃棄物のリサイクル率を 20.0% に引き上げる。また、産業廃棄物のリサイクル率を 51.6% に引き上げるとともに、産業廃棄物の最終処分量を 70,600 t に減少させることを目指す。
- ・ 公共関与事業については、一般財団法人佐賀県環境クリーン財団が行う廃棄物の高度処理事業を支援することにより、県民の生活環境の保全を図るとともに県内産業の健全な発展に資する。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	29 年 度		前 年 度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
循環型社会推進事業	（94,580） 89,159	・ 廃棄物を原料とした、リサイクル製品の製造や資源化のための施設等について、新たな設備投資を行う事業者に対する補助 1 件 ・ 県内排出事業者等が行う、製造工程の改良・廃棄物の処理に必要な施設整備等に対する補助 2 件 ・ 電子マニフェストを導入する事業者に対する支援や電子マニフェスト制度の普及促進等をするために、（一社）佐賀県産業資源循環協会が行う事業への補助 1 件 ・ 産業廃棄物処分場設置者に対する処分場周辺環境整備等への補助 6 件	（151,402） 142,625	・ 廃棄物を原料とした、リサイクル製品の製造や資源化のための施設等について、新たな設備投資を行う事業者に対する補助 8 件 ・ 県内排出事業者等が行う、製造工程の改良・廃棄物の処理に必要な施設整備等に対する補助 1 件 ・ 電子マニフェストを導入する事業者に対する支援や電子マニフェスト制度の普及促進等をするために、（一社）佐賀県産業資源循環協会が行う事業への補助 1 件 ・ 産業廃棄物処分場設置者に対する処分場周辺環境整備等への補助 7 件

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
		・市町等が行う不法投棄撤去事業・啓発事業に対する補助 4件 等		・市町等が行う不法投棄撤去事業・啓発事業に対する補助 4件 等
周辺県有地管理事業	(3,240) 3,240	・クリーンパークさかの周辺県有地の管理委託	(3,240) 3,240	・クリーンパークさかの周辺県有地の管理委託
廃棄物処理施設高度処理支援事業	(280,676) 280,676	・(一財)佐賀県環境クリーン財団が行う廃棄物の高度処理(高温熱分解焼却後の焼却残さについて、高温溶融を行い安全なスラグを排出し当該スラグを処分場等において有効利用するなど環境に配慮した廃棄物の処理)に対する補助	(267,467) 227,399	・(一財)佐賀県環境クリーン財団が行う廃棄物の高度処理(高温熱分解焼却後の焼却残さについて、高温溶融を行い安全なスラグを排出し当該スラグを処分場等において有効利用するなど環境に配慮した廃棄物の処理)に対する補助

事業の成果

- 一般廃棄物においては、平成29年度の1人1日当たりごみ排出量は目標値として870gを目指して廃棄物の減量化・リサイクル事業に取り組んだ結果、平成28年度の1人1日当たりごみ排出量は877gに留まり、全国的には少ないレベル(全国9位:H28実績)にあるものの、平成29年度目標値には届かなかった。(平成29年度のごみ排出量は、平成31年3月確定)
 また、一般廃棄物のリサイクル率は、各市町に対するリサイクルへの啓発活動の結果、一部の市町において焼却残渣の資源化への取り組みが進み、平成28年度は20.7%に高まり、平成29年度の目標(20.0%)を上回った。(平成29年度の一般廃棄物のリサイクル率は、平成31年3月確定)
- 産業廃棄物においては、排出量自体は増加したが、分別と中間処理による減量化・再生利用が徹底されたため、平成28年度の産業廃棄物最終処分量は67,560tとなり、平成29年度の目標(70,600t)が達成された。(平成29年度最終処分量は平成31年3月確定)
 また、産業廃棄物のリサイクル率は、産業廃棄物排出量の中で、リサイクル率が高い廃棄物(がれき類)の排出量が減少し、逆にリサイクル率が低い廃棄物(汚泥、動植物性残渣)の排出量が増加したこと等により、平成28年度のリサイクル率は50.1%となり、平成29年度の目標(51.6%)を下回った。(平成29年度の産業廃棄物のリサイクル率は、平成31年3月確定)
- 産業廃棄物の減量化・リサイクル施設等の整備に対する補助事業等を実施することにより、廃

棄物の減量化、リサイクルに寄与した。

- 産業廃棄物処理適正管理推進事業を実施することにより、電子マニフェストの導入促進等が進みつつあり、県内における電子マニフェストの電子化率は平成 27 年度の 28.4%から平成 28 年度は 30.7%と上昇した。
- 産業廃棄物処分場周辺の環境整備等を実施することにより、産業廃棄物処理業者と周辺住民との信頼関係の構築等に寄与した。
- 産業廃棄物においては、電子マニフェストを活用したトレーサビリティの強化等による排出事業者責任の徹底、市町等が行う不法投棄防止対策の取組への支援、さらに地域住民をはじめ関係各機関と連携した監視体制の構築等により、平成 28 年度に引き続き、平成 29 年度の新規の不法投棄発生件数（10 t 以上）は 0 件であり、地域と一体となって、廃棄物を適正に処理するためのシステム、体制が確立されつつある。
- 公共関与事業については、一般財団法人佐賀県環境クリーン財団が行う廃棄物の高度処理事業の支援を行い、地域振興事業を実施すること等により、生活環境の保全と地元との協力関係を保ちながら、廃棄物の適正処理を推進し、県内産業の健全な発展に寄与した。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
1 人 1 日当たりごみ排出量	g	(831) 886(H26)	(878) 885(H27)	(870) 877(H28)	(863)
一般廃棄物リサイクル率	%	(21.2) 18.7(H26)	(19.3) 17.9(H27)	(20.0) 20.7(H28)	(20.6)
産業廃棄物最終処分量	t	(70,000) 72,542(H26)	(71,800) 69,693(H27)	(70,600) 67,560(H28)	(69,400)
産業廃棄物リサイクル率	%	(53.0) 50.8(H26)	(51.2) 51.4(H27)	(51.6) 50.1(H28)	(52.1)

佐賀県廃棄物処理計画（H28 策定）を踏まえ H28 以降の目標値を設定

施策の取組状況、要因分析、対応方針

< 進捗・達成状況 >

（一般廃棄物）

- 一般廃棄物については、1 人 1 日当たりのごみ（一般廃棄物）の排出量（877 g：H28 実績）は全国でも低い水準（全国 9 位：H28 実績）となっている。また、リサイクル率は前年度と比較して 2.8 ポイント上昇しており、これまでの取組によりごみの減量化及びリサイクルの意識が高まってきている。平成 30 年度末においてもこの傾向は続くと思込まれる。
- 災害廃棄物の処理には事前の備えが不可欠であることから、県においては国の指針に基づき「佐賀県災害廃棄物処理計画」を H28 年度に策定し、災害廃棄物の処理責任を負う市町において「災害廃棄物処理計画」の策定を進める際には、指導・助言を行ってきたが、仮置場や処分先などが確保されていないなど実効性が低い計画が多い。

（産業廃棄物）

- ・ 産業廃棄物については、排出量は増加（H27:3,051 千 t → H28:3,119 千 t）し、リサイクル率は低下（H27：51.4%→H28：50.1%）したが、排出量の 4 割を占める汚泥の焼却などによって減量化量が増加（H27:1,410 千 t → H28:1,484 千 t）したため、最終処分量は減少している。「佐賀県廃棄物処理計画」で設定した目標値を前倒しで達成しており、平成 30 年度末においても達成する見込みである。

（適正処理）

- ・ 新規の不法投棄発生件数（10t 以上）は、平成 22 年度（9 件）をピークに年々減少し、平成 27 年度以降 0 件となっており、平成 30 年度末も 0 件を目指す。残存事案（16 件）については、監視指導を継続し、適正処理を促進する必要がある。
- ・ 高濃度 P C B 廃棄物のうち平成 29 年度末に処分期間終了を迎えたトランス等については、県内の自家用電気工作物設置事業者（5,486 事業場）に対する洗い出し調査等により把握した保管事業者（33 事業者）について、全て J E S C O（高濃度 P C B 廃棄物の処理機関）との処分契約を終えている。平成 32 年度末に処分期間終了を迎える安定器については、期限内処理についての周知・啓発を行っており、併せて、使用・保管事業者の洗い出し調査を平成 31 年度末までに終える見込みである。
- ・ クリーンパークさがは収支計画に沿って適切に運営されており、廃棄物の適正処理が行われた。平成 30 年度についても引き続き適切な運営と廃棄物の適正処理が行われる見込みである。

< 要因分析 >

- ・ 3 R（Reduce（排出抑制）、Reuse（再利用）、Recycle（再生利用））の中で最も優先順位の高い「Reduce（排出抑制）」の意識が定着しつつある。各市町においては、リサイクルに取り組まれており、平成 28 年度は、焼却残渣の資源化への取組みが進み、リサイクル率は上昇した。
- ・ 市町においては、災害時の廃棄物対策に関する現状分析や情報収集の不足及び組織体制が十分でない。
- ・ 産業廃棄物税使途事業の実施や多量排出事業者への減量化・リサイクル指導等による効果が徐々にあらわれてきている。
- ・ 不法投棄パトロールや不適正事案への指導等の効果が着実にでてきている。
- ・ 高濃度 P C B 廃棄物の処理期限は、廃棄物の種類ごとに P C B 廃棄物特措法で定められており、延長は認められない。安定器は業種等を問わず事業用照明等に広く使用されているため、使用・保管事業者の洗い出しが必要である。
- ・ クリーンパークさがは、公共関与によるモデル的、先導的な廃棄物処理施設として、排ガスや排水の基準について一般的な施設が遵守する法定基準よりも厳しい基準のもとで処理が行われている。

< 対応方針 >

- ・ 一般廃棄物については、県としても市町と一層の連携を図りながら、食品ロス削減のための啓発、市町職員及び県民を対象にした研修会の開催などによる 3 R に関する指導・助言の実施、事業者に対する事業系一般廃棄物の削減に向けた働きかけ等に取り組むことで、市町が行う一般廃棄物の減量化・リサイクルの取組を支援していく。

- ・ 国の指針に基づき、各市町で策定されている災害廃棄物処理計画に対して、災害廃棄物の仮置場や処分先の検討も含め、より実効性が高い計画となるよう支援するための研修会を実施するなど災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる体制を目指す。
- ・ 産業廃棄物税を活用して県内の産業廃棄物の排出事業者や処分業者が廃棄物の排出抑制やリサイクルを行う施設整備に対する補助を引き続き行っていく。また、当該補助制度の活用等も含め、その成果を県内に波及させ、排出事業者等に対し、産業廃棄物の最終処分量の削減、リサイクル率の向上等を促していく。
- ・ 不法投棄パトロールや監視カメラなどにより不適正処理の早期発見・早期解決に努めるとともに、不適正事案への指導等を継続して実施し、さらに排出者としての責任に対する啓発などにより産業廃棄物の適正処理を促進していく。
- ・ 処理期限が迫っている高濃度PCB廃棄物について、平成29年度に一部の地域で実施した実態調査を基に、県内の使用・保管事業者を洗い出し、期限内処理を指導していく。
- ・ クリーンパークさかの円滑な運営を支援するため、引き続き廃棄物処理施設高度処理支援事業等を実施していく。

- ユニバーサルデザイン

1 ユニバーサルデザインの推進（社会福祉総務費）

事業の目的

年齢、性別、国籍、障害のあるなしなど、人々が持つ多様な特性や違いにかかわらず、県民一人ひとりが暮らしやすいユニバーサルデザイン社会を実現するため、総合的なユニバーサルデザイン（UD）の推進を図り、平成30年度までに、県民のUD理解率を65%とすることを目指す。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	29年度		前年度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
<主要事項> 街なかプラスワン施設のSAGAづくり事業	（5,396） 5,376	お年寄りや障がいのある方、妊娠・子育て中の方など、誰もが安心して外出できるやさしいまちのスタイル（さがすたいる）を推進する。 専用ウェブサイトの開設 さがすたいるリポーターの設置	（-） -	
人にやさしい街づくり推進事業	（8,881） 8,726	全ての人が暮らしやすくなるUD社会を実現するため、まちづくり、ものづくり、ソフトづくり、意識づくりなど総合的なUDの推進を図る。 UDの普及啓発 ・こどもUD作品コンクール 応募 1,061 作品 ・出前講座 6 回 ・ホームページの運営	（4,290） 3,492	全ての人が暮らしやすくなるUD社会を実現するため、まちづくり、ものづくり、ソフトづくり、意識づくりなど総合的なUDの推進を図る。 UDの総合調整 外部有識者ヒアリング UDの普及啓発 ・こどもUD作品コンクール 応募 1,101 作品 ・出前講座 16 回 ・UD推奨品選定 選定作品 5 製品

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
		佐賀県福祉のまちづくり条例の見直し検討 ・委員会審議		・ホームページの運営 佐賀県福祉のまちづくり条例の見直し検討 ・現状調査、委員会審議
人にやさしい建物づくりサポート事業	(1,532) 1,532	公共的施設のUD化を促進するため、相談窓口を設置し、UD化を希望する施設に対し、ハード・ソフト両面でのアドバイスを行う ・相談施設現地調査件数 20件 ・県民意識調査	(3,504) 3,238	公共的施設のUD化を促進するため、相談窓口を設置し、UD化を希望する施設に対し、ハード・ソフト両面でのアドバイスを行う ・建築物のUD講習会 1回 ・ユニバーサルサービス研修会 4回 ・県民意識調査

事業の成果

県民のUD理解率 60.0%を目指して、人にやさしい街づくり推進事業や人にやさしい建物づくりサポート事業を通じ、総合的なUDの推進を図ったが、UDという言葉が高齢者層へ浸透しなかったことやUDの対象が漠然としており、理解しづらいなどの理由から、その数値は、51.3%に留まり、目標を達成できなかった。

総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
県民のユニバーサルデザイン理解率	%	(50.0) 51.6	(55.0) 54.4	(60.0) 51.3	(65.0)
ユニバーサルデザインの研修会・出前講座の開催回数	回	(11) 18	(12) 21	(13) 6	(14)

施策の取組状況、要因分析、対応方針

<進捗・達成状況>

- ・ 誰もが暮らしやすい社会づくりのため、ユニバーサルデザイン(以下「UD」という。)の普及・啓発に取り組んできたところであるが、平成29年度における県民のUD理解率(意味を知っている人の割合)は51.3%に留まっており、平成30年度末の目標65.0%の達成は厳しい見込み。
- ・ 多様な人々が様々な分野でUDを反映した取組を行えるよう、県でUDの研修会・出前講座を開催してきており、平成27年度から平成29年度の3年間で延べ45回開催している。(平成27～30年度までの4年間の開催目標は延べ50回)
- ・ 建築物のバリアフリー設備の設置義務化について、平成27年度から外部有識者による検討委員会の意見を聴取してきたが、今後の方針として、直ちに義務化はせず、まずは、さがすたいる事業も含めたハード・ソフトのバリアフリー化促進策を推進し、人にやさしいまちづくりに対する意識の醸成を図ることとなった。

<要因分析>

- ・ UDの概念は抽象度が高く、また、バリアフリーやダイバーシティなどの類似概念、〇〇デザインなどの類似用語も多く、UDの用語としての具体的な意味・意義についてまでの理解が進んでいない。
- ・ 平成29年度は、学校側とのスケジュールの調整が整わなかった等により、開催目標13回に対して6回しか実施できなかった。(平成27～29年度まで3年間の累計では、開催目標36回に対し、45回開催している)
- ・ 条例義務化については、障害者等の当事者や、学識経験者、商店や宿泊施設等の事業者などそれぞれの立場から、様々な意見があった(ex.「事業者の方の負担を考慮し、基準を緩やかにして義務化すべき」、「対象施設や対象基準を限定して義務化する」、「ハード整備に限らない形で最終的なサービスレベルを担保することを義務にする」、「義務化という手法ではない方法で『人にやさしいまちづくり』を進めるべき」等)

<対応方針>

- ・ 重要なのは県民による「ユニバーサルデザイン」という用語の理解ではなく、バリアフリー等も含めた社会的意義とその必要性の認識・理解であり、さがすたいる推進事業を中心に、「誰もが安心して外出できる」「人にやさしいまちづくり」を推進する。
- ・ 「さがすたいる」の広報活動等でUD出前講座についてPRを行うとともに、県内教育機関に対しては年度初め(4月)に出前講座の周知文書を発出し、早めにスケジュール調整を行うこととする。
- ・ さがすたいる事業も含めたハード・ソフトのバリアフリー化促進策を推進し、人にやさしいまちづくりに対する意識の醸成を図る。

- 人権

1 県民一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の実現（社会福祉総務費）

事業の目的

人権・同和問題に関する各種啓発事業や研修事業等を、より多くの県民の耳目に触れるものとするとともに、ＣＳＯ等との県民協働型とするなど、より多くの県民の参加が得られるよう創意工夫を加えながら実施することにより、県内における人権侵犯件数が平成26年度の131件を基準として、毎年度、前年度を下回ることを目指す。

この取組によって、性別、国籍、出身、障害のあるなしなどさまざまな違いを越えて、県民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない社会を実現する。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	29年度		前年度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
人権・同和問題に関する教育・啓発の推進	（55,656） 55,282	○ふれあい人権フェスタ2017の開催 12月9日（土） 唐津市相知交流文化センター ・たんこぶちゃんライブ＆トーク ・ネットのモラル啓発劇、ミニセミナー ・大型人権カルタ大会 ・ふれあいマルシェ ・人権啓発パネル・資料展示 ○同和問題講演会の開催 8月28日（木） 武雄市文化会館 講師：林由紀子氏 ○拉致問題啓発舞台劇の開催 10月5日（木） 伊万里市民センター 上演：劇団夜想会	（55,976） 55,424	○ふれあい人権フェスタ2016の開催 12月10日（土） 神崎市千代田文化会館「はんぎーホール」 ・人権講演会 講師：宇梶剛士氏 ・大嶋潤子ふれあいコンサート ・ＣＳＯ活動紹介コーナー等（6団体） ・人権啓発パネル・資料展示 ○同和問題講演会の開催 8月25日（木） 武雄市文化会館 講師：清原隆宣氏 ○拉致問題講演会の開催 9月25日（日） 佐賀市文化会館 講師：蓮池 薫氏

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
		○啓発テレビ広告(41回) ○サッカー教室での啓発物品の配布(ノート5,000冊) ○スポーツ施設に人権啓発広告掲示(1施設) ○大型ビジョンでスポット啓発広告(14回) ○啓発ビデオ・DVDの貸出(貸出:280回) ○市町への人権啓発事業の委託(13市町) ○街頭啓発活動 ○いじめ防止啓発ポスターの学校・企業等へ配布(2,500枚)		○啓発テレビ広告(56回) ○サッカー教室での啓発物品の配布(ノート5,000冊) ○スポーツ施設に人権啓発広告掲示(1施設) ○大型ビジョンでスポット啓発広告(13回) ○啓発ビデオ・DVDの貸出(貸出:306回) ○市町への人権啓発事業の委託(11市町) ○街頭啓発活動 ○いじめ防止啓発ポスターの学校・企業等へ配布(3,000枚)
<主要事項> やさしさと思いやりの佐賀さいこう(再考)推進事業	(3,767) 3,465	○佐賀県人権教育・啓発基本方針の見直し(第二次改訂) ○子ども向け人権啓発リーフレット及びクリアファイルの配布(全小学校5・6年生)		

事業の成果

C S Oとの連携によるふれあい人権フェスタの開催や、ベストアメニティスタジアムに人権啓発広告を掲示するなど、創意工夫をこらした啓発事業を実施したことにより、県民が人権問題について考える効果的な機会となった。

こうした啓発事業への取組により、県内の人権侵犯事件の受理・処理件数は、平成21年度の365件をピークに減少傾向にあり、平成29年度については62件となり、平成28年度の91件を大きく下回り、目標を達成できた。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
人権侵犯事件の受理・処理件数	件	(26 年度 131 件を下回る) 132	(前年度を下回る) 91	(前年度を下回る) 62	(前年度を下回る)
各種講座の理解率	%	(84.7) 86.2	(84.7) 90.1	(84.7) 88.2	(84.7)
隣保館の利用者数	人	(25 年度 19,564 人を上回る) 19,198 (H26)	(前年度を上回る) 20,229 (H27)	(前年度を上回る) 18,291 (H28)	(前年度を上回る)
職場研修の参加者数	人	(25 年度 3,305 人を上回る) 3,736 (H26)	(前年度を上回る) 3,611 (H27)	(前年度を上回る) 3,396 (H28)	(前年度を上回る)

施策の取組状況、要因分析、対応方針

<進捗・達成状況>

- 県内における人権侵犯件数（法務省調査）は平成 21 年の 365 件をピークに、平成 29 年は 62 件と減少傾向にあるものの、子どもの人権に関しては、平成 28 年度の県内の公立の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は 525 件（H27:432 件）、平成 28 年度の佐賀県の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は 275 件（10 年前の約 2.4 倍）と憂慮すべき状況が見られる。

また、近年、インターネットの匿名性を悪用した差別表現、誹謗中傷、個人情報の流布など差別の態様が変化している状況を踏まえ、そうした現状に適切に対応できるよう平成 29 年度に「佐賀県人権教育・啓発基本方針」を改訂した。

- 同和問題については、県内でいまだ同和地区の問い合わせや学校現場における賤称語の不適切な使用といった事案が発生しており、あらゆる階層に対する人権教育・啓発の取組の継続が必要である。

また、平成 28 年 12 月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」では、国及び地方公共団体は、必要な教育及び啓発を行うことや、相談体制を充実させることが規定されており、国による具体的な取組動向を注視するとともに、県として適切に対応していく必要がある。

- 県職員の職場研修については、すべての所属での実施を呼びかけたが、未実施所属の解消には至らず、目標を下回った。

- ・ 県内の各学校において、人権・同和教育の実践が行われているが、新たな人権課題や法整備への対応等、教育の内容を状況に応じたものにしていく必要がある。
- ・ 社会教育においては、様々な人権課題に関して広い見識をもつ指導者を平成 29 年度は 20 人養成したが、行政主体型から県民協働型の人権啓発活動に輪を広げていくために、地域で活動しているリーダーやＣＳＯとの交流・連携を図り、新たな地域の指導者の人材発掘を行っていく必要がある。

< 要因分析 >

- ・ インターネットのＳＮＳ上等での安易な情報発信や、複雑・混迷化する国際情勢の中での外国人の入国者数の増加、少子高齢化、核家族化等の家庭の在り方の変化、非正規雇用の増加や違法な長時間労働など、社会環境の急激な変化は、様々な人権問題を複雑かつ多様化させている。
- ・ 県民の人権意識を高めるための人権教育・啓発に取り組んでいるが、同和問題をはじめとして依然として根強い差別意識が残っている。さらに様々な人権課題に対して無関心な人たちもいるため、県民一人ひとりが自らの問題として取り組む意識が浸透しきれていない。
- ・ 県の組織においてさえ、人権・同和问题研修の必要性の認識が薄れてきている。
- ・ 現状では、指導者養成講座等の参加者が行政関係者に限定されており、県民協働型への移行を踏まえた講座参加対象者の見直しが必要となっている。

< 対応方針 >

- ・ 「人権教育・啓発推進法」及び「佐賀県人権の尊重に関する条例」により策定した「佐賀県人権教育・啓発基本方針（第二次改訂）」に基づき、県民一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の実現に向け、引き続き人権教育・啓発を積極的に実施する。
- ・ 人権尊重の基本理念が、県のあらゆる施策の基礎に据えられ、人権施策を着実に推進するため、全庁的な取組を総合的かつ効果的に進めるとともに、国、市町、民間団体との連携・協働のもと、人権施策の積極的な推進を図る。
- ・ 一般県民を対象とした啓発・研修等の実施に当たっては、より多くの県民の耳目に触れるものとするとともに、人権フェスタはＣＳＯ等との県民協働事業とするなど、創意工夫を加え、県民参加型の効果的な啓発活動を行う。
- ・ 行政職員については、基本的人権の尊重を行政施策を通じて具体化する責務を有しているため、県庁内における各種研修会への参加を促し、職場研修の充実を推進していく。職場研修が未実施の所属に対しては、個別に現状をヒアリングするなどにより、未実施所属の解消に努める。
- ・ ヘイトスピーチ対策法、部落差別解消推進法、障害者差別解消法等に係る国の今後の動きを注視しながら、引き続き法の周知徹底を図っていく。

文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが

- 文化

1 多彩な文化芸術の振興（企画調査費）

事業の目的

文化体験・鑑賞教室等の開催により、県内文化団体等のまなびの成果と地域のニーズをつなぎ、地域におけるまなびの機会の定着を支援する。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	29年度		前年度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
文化体験・鑑賞教室 開催事業	（2,500） 2,308	○学校・公民館・団体 等の55件に文化団 体（20団体）を派 遣	（2,500） 2,453	○学校・グループ・団 体等の56件（全58 回）に文化団体を派 遣

事業の成果

文化体験・鑑賞教室開催事業において、学校や公民館等で延べ55回、体験・鑑賞の機会を提供し、子どもたちを中心に生涯学習へのきっかけづくりが進んだ。

総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		（目標） 実績	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標） 実績
【該当指標なし】					

施策の取組状況、要因分析、対応方針

<進捗・達成状況>

展覧会以外で文化芸術に出会い親しむ場が相対的に少ない現状において、文化体験・鑑賞教室開催事業では、芸術文化団体へまなびの成果を活かす機会を、学校の児童生徒へ文化芸術を体験・鑑賞する機会を提供した。

<要因分析>

子どもたちが多彩な文化芸術に出会い、気軽に楽しんだり体験したりする機会が未だ不足している。

<対応方針>

学校の児童生徒を対象に文化芸術を体験・鑑賞する教室を開催すること等により、多彩な文化芸

術に触れる機会を増やす。

自発の地域づくり さが

- 県民協働

1 C S O活動の活発化と県民協働の推進（企画調査費）

事業の目的

自助、共助、公助のバランスがとれた社会づくりに向けて、県民一人ひとりが暮らしの満足度を高めていく主体となり、公益活動に参加し、行政と県内C S Oや中間支援組織との協働を更に進めるため、県とC S Oとの協働事業数を、平成 30 年度までに 280 件にすることを旨とする。

また、県外で活躍するC S O（N P O、N G O）の誘致による県内C S Oへのノウハウ提供、人材の流入と雇用創出により更なる地域の課題解決につなげるため、県外C S O（N P O、N G O）を平成 30 年度までに 4 件誘致することを旨とする。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	2 9 年 度		前 年 度	
	（ 予算現額 ） 決算額	事業内容	（ 予算現額 ） 決算額	事業内容
佐賀の子どもたち「五感」を引き出す体験事業	（ 19,546 ） 19,546	・協働のモデル事業として、子どもや保護者等を対象にコミュニケーションの大切さを学ぶ体験事業を実施し、協働事業の一層の推進を図る。	（ 27,981 ） 27,978	・協働のモデル事業として、子どもや保護者等を対象にコミュニケーションの大切さを学ぶ体験事業を実施し、協働事業の一層の推進を図る。
地域活性化のための県外C S O誘致事業	（ 9,313 ） 7,804	・県外で活躍するC S O（N P O、N G O）の誘致による県内C S Oへのノウハウ提供、人材の流入、雇用創出	（ 10,293 ） 9,556	・県外で活躍するC S O（N P O、N G O）の誘致による県内C S Oへのノウハウ提供、人材の流入、雇用創出
県民協働推進事業費	（ 2,889 ） 2,431	・C S O提案型協働創出事業の実施（提案の受付・相談、意見交換の場の設定と立会、協議の場への立会とコーディネートなど） ・市民活動応援ポータルサイトの運営 ・市民活動・ボランティア情報携帯メール配信システムの運営	（ 3,285 ） 2,967	・C S O提案型協働創出事業の実施（提案の受付・相談、意見交換の場の設定と立会、協議の場への立会とコーディネートなど） ・市民活動応援ポータルサイトの運営 ・市民活動・ボランティア情報携帯メール配信システムの運営

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
C S O活動基盤 整備支援事業	-	-	(15,950) 15,930	・寄付を募りC S Oへ助成や研修等を行う県民ファンドを運営する公益財団法人(1法人)に対し、マッチングギフト方式により支援
<主要事項> 佐賀C S Oさい こう事業	(15,131) 14,457	・市町等と連携しながら自立のかつ継続的な活動を目指すC S Oを支援するための助成 ・(公財)佐賀未来創造基金による研修等の実施	-	-

事業の成果

県民協働の推進を目指しC S O提案型協働創出事業等に取り組んだ結果、県とC S Oの協働事業数は276件となり、平成29年度の目標(270件)を達成した。

県内C S Oへのノウハウの提供による更なる地域課題解決や、人材の流入・雇用創出につなげるため、積極的に県外C S Oの誘致を行ったところ、平成29年度末で累計6件となり、目標の3件を上回った。

総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
県とC S Oの協働事業数	件	(250) 251	(260) 261	(270) 276	(280)
県外C S O(N P O、N G O)の誘致件数(累計)	件	(1) 3	(2) 5	(3) 6	(4)

施策の取組状況、要因分析、対応方針

<進捗・達成状況>

- ・地域の課題解決を図るため、積極的にC S Oとの協働事業の推進に取り組んだところ、平成29年度における県とC S Oとの協働件数は276件となり、目標である270件を達成した。一方で、協働を推進していくにあたってC S Oの経営基盤は十分とはいえない状況にある。

- ・ 県内ＣＳＯへのノウハウの提供による更なる地域課題解決や、人材の流入・雇用創出につなげるため、積極的に県外ＣＳＯの誘致を行ったところ、平成 29 年度末で累計 6 件となり、目標の 3 件を上回った。これにより、県内のＣＳＯ活動の活性化につながっている。また、ＣＳＯ活動に対する支援については、財団法人佐賀未来創造基金や中間支援組織、行政等が連携し行っているが、中間支援組織と行政との連携が図れていない市町がある。

< 要因分析 >

- ・ 協働事業については、毎年度、各所属に「ＣＳＯ提案型協働創出事業」の実施を周知しており、各所属においても認識が高まっているものと思われる。しかしながら、内訳は、県の関与が薄い「後援」や「補助金」が多数を占めている。ＣＳＯについては、資金確保や事業運営力の向上を図るための研修の機会や人材の確保・教育が十分ではない状況にある。
- ・ 県外ＣＳＯの誘致については、首都圏等での積極的な誘致活動や「ＮＰＯ等を指定したふるさと納税」を活用できるメリットがあること等により、本県への進出を検討するＣＳＯが徐々に増えつつある。ＣＳＯ活動に対する支援については、資金・人材不足等により十分な活動が行えていない中間支援組織があるとともに、中間支援組織と市町間で情報交換等が行われていない場合も散見する。

< 対応方針 >

- ・ 協働事業については、引き続き積極的に進めるとともに、協働事業を通じて県職員の意識改革も更に図っていく。ＣＳＯについては、「さがＣＳＯさいこう事業」や「ＮＰＯ等を指定したふるさと納税」の推進、及び公益財団法人佐賀未来創造基金との連携等により、ＣＳＯに対する支援を充実させ、経営基盤強化を図る。
- ・ 県外ＣＳＯの誘致については、県内のニーズを把握し、地域課題の解決につながるような誘致活動を継続するＣＳＯ活動に対する支援については、中間支援組織と市町とによる情報交換会を積極的に開催するなど、地域の実情を踏まえ、また佐賀未来創造基金とも連携しながら、継続的な支援に取り組んでいく。